

予算常任委員会会議録

1. 本委員会の開催日時は次のとおりである。

平成26年6月18日(水) 午前9時00分

2. 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	前島 広紀 君	副委員長	塩井川 幸生 君
委員	平原 志保 君	委員	木野田 誠 君
委員	中村 満雄 君	委員	志摩 浩志 君
委員	厚地 覺 君	委員	新橋 実 君
委員	池田 守 君	委員	前川原 正人 君
委員	時任 英寛 君		

3. 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

4. 説明のため出席した説明員は次のとおりである。

総務部長	川村 直人 君	危機管理監	徳田 純 君
財務課長	山口 昌樹 君	安心安全課長	酒元 博 君
財務課長補佐	池田 宏幸 君	安心安全課長補佐	有満 孝二 君
財政G長	野崎 勇一 君	財政管理G長	脇 伸宏 君
財務課主査	末増 あおい 君	財務課主任主事	田中 智絵 君
企画部長	中村 功 君	共生協働推進G長	宮田 久志 君
共生協働推進課主任主事	竹内 和義 君	建築G長	侍園 賢二 君
保健福祉部長	花堂 誠 君	保健福祉政策課長	上脇田 寛 君
長寿・障害福祉課長	小松 太 君	保健福祉政策課長補佐	新窪 政博 君
長寿・介護G長	住吉 謙治 君	長寿・介護Gサブリーダー	岡留 博 君
商工観光部長	藤山 光隆 君	商工振興課長	池田 洋一 君
企業振興室長	谷口 隆幸 君	商工振興課長補佐	田島 博文 君
企業振興室主査	徳永 健治 君	道路整備第1G主任技師	渡辺 隆次 君
農林水産部長	馬場 勝芳 君	農林水産政策課長	木野田 隆 君
農政畜産課長	桑木 治夫 君	林務水産課長	石原田 稔 君
耕地課長	島内 拓郎 君	牧園産業建設課長	白石 耕二 君
福山産業建設課長	平原 一幸 君	林務水産課長補佐	小原 誠 君
耕地課長補佐	徳丸 慎一郎 君	農林水産政策G長	鎌田 順一 君
農政第1G長	山下 晃 君	農政第2G長	末松 正純 君
畜産G長	馬場 光幸 君	林務水産G長	田之上 博 君
森林整備G長	園畑 精一 君	耕地第1G長	川崎 千秋 君
耕地第2G長	国師 五寿美 君	福山産業建設課農政G長	肥後 仁 君
農林水産政策課主査	内村 光孝 君	牧園産業建設課主査	森山 兆 君
建設部長	川東 千尋 君	建設政策課長	茶園 一智 君
土木課長	寺田 浩二 君	建設施設管理課長	長谷川 俊己 君
建築指導課長	瀬戸 司 君	建設政策G長	別當 政浩 君
河川港湾G長	西元 剛 君	道路維持第1G長	竹下 浩二 君
道路維持第2G長	仮屋園 修 君	建築指導G長	松崎 浩二 君
建設政策課主査	宮原 健介 君	建築指導課主査	中澤 クミ子 君
教育部長	越口 哲也 君	教育総務課長	久保 隆義 君
学校教育課長	室屋 正俊 君	保健体育課長	新鍋 一昭 君

生涯学習課長	津曲 正昭 君	文化振興課長	本村 成明 君
学校教育課長補佐	安藤 晋哉 君	保健体育課長補佐	落 盛久 君
生涯学習課長補佐	狩集 淳 君	文化振興課長補佐	鈴木 順一 君
教育政策G長	赤塚 孝平 君	教育施設G長	末永 明弘 君
学事G長	烏丸 充弘 君	スポーツ振興G長	野辺 貞孝 君
学習情報G長	石神 修 君		

5. 本委員会に出席した委員外議員は次のとおりである。

な し

6. 本委員会を傍聴した議員は次のとおりである。

議 員	徳田 修和 君	議 員	宮本 明彦 君
議 員	植山 利博 君	議 員	下深迫 孝二 君

7. 本委員会の書記は次のとおりである。

書 記 宮永 幸一 君

8. 本委員会の付託案件は次のとおりである。

議案第43号 平成26年度霧島市一般会計補正予算（第1号）について

9. 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 会 午前 9時00分」

○委員長（前島広紀君）

予算常任委員会を開会します。本日は、去る6月10日の本会議で付託されました議案1件の審査を行います。本日の会議は、お手元に配付しました次第書に基づき、審査を行いたいと思います。早速ですが、事前に協議しておりましたように、現地調査を行いますので、休憩後、正面玄関にお集まりください。それでは、ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午前 9時01分」

「再 開 午前10時00分」

△ 議案第43号 平成26年度霧島市一般会計補正予算（第1号）について

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。ただいまから審査に入ります。議案第43号、平成26年度霧島市一般会計補正予算（第1号）について、まず、総括及び総務部関係の審査から行います。執行部の説明を求めます。

○総務部長（川村直人君）

それでは議案第43号、平成26年度霧島市一般会計補正予算（第1号）につきまして御説明いたします。今回の補正予算は、国、県等と協議を進めておりました事業等につきまして、補助採択の見込みが立ったことなどに伴う事業費の計上及び財源等の組替えなどの調整、並びに熊本県で発生した鳥インフルエンザや、「霧島市いきいき国分交流センター」のプール及び「霧島市民国分総合プール」で相次いで発生した天井付近の設備の経年破損への緊急対応として、やむを得ず既定予算から執行した費用の補てんに要する経費の計上、長年の懸案でありました霧島市ローカルエネルギー館の解体撤去に要する経費や、国分上小川工業団地の売却に関する予算の計上などが主なものでございます。その結果、歳入歳出それぞれ、16億9,705万3,000円を追加計上し、補正後の一般会計予算の総額を歳入歳出それぞれ563億1,705万3,000円としようとするものでございます。歳入では、特定財源として、それぞれの事業に係る国県支出金及び受益者からの負担金を、一般財源と致しまして

は、財産収入の土地建物売払収入及び決算剰余見込額の一部を計上いたしております。続きまして、総務部の関係につきまして御説明いたします。総務費で、「霧島市公共施設マネジメント計画」策定業務の一部が、国土交通省の「都市再興のための公的不動産（PRE）活用検討委託調査」事業に採択されましたことに伴う経費の追加計上及び財源振替をするとともに、上小川工業団地の売却収入を全額、財政調整基金へ積み立てるための積立金を計上いたしました。また、消防費で、溝辺地区の特殊地下壕の埋戻しに係る経費を計上いたしました。なお、詳細につきましては、課長等が御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○企画政策課長（山口昌樹君）

[補正予算説明資料に基づき説明]

○安心安全課長（酒元 博君）

[補正予算説明資料に基づき説明]

○委員長（前島広紀君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（厚地 覺君）

この特殊地下壕ですけれども、一昨年だったですか、霧島地区をやったわけですが、市内に何箇所ぐらいまだ残っていて、それを年次的に何年ぐらいで解決されるのか伺います。

○安心安全課長（酒元 博君）

調査は4年ごとに行っておりまして、平成25年度に調査を行った結果、88か所、本市内には存在してございます。それで計画的にということでございますけれども、これにつきましては危険が差し迫っているというようなことで、緊急がある分につきましては、国のほうにお願いをしているわけでございます。88か所につきましては危険性は今のところはさほどないということで、ほとんど民地でございます。そこの所有者によって安全に管理されているということでもあります。しかしながら今後、大雨あるいは自然災害、台風等によって、崩壊が進んできた場合には、国のほうにお願いをして、こういった事業を進めていくという計画でございます。

○委員（平原志保君）

今の質疑の続きですけれども、88か所市内にあるということですが、民間の方から要望というのは、ほかに上がってきている所などは今のところあるんでしょうか。

○安心安全課長（酒元 博君）

住民の方からの要望というか、この88か所の中になくても、ここにありましたという通報があれば、直ちに駆けつけまして調査をして、緊急の危険度があれば、先ほど申し上げましたとおり、国にお願いをしていくということになるかと思っております。今のところはないということでございます。

○委員（新橋 実君）

財務課のほうに確認しますが、今回、公的不動産活用検討委託費が716万円計上されているわけですが、今回この財源があることによって、これで全て対応できるのか、マネジメント計画ですね。その辺をちょっと伺います。

○財務課長（山口昌樹君）

今回補正予算のほうでお願いいたしておりますのが、ここに書いてあります受託事業ということで、国土交通省から受託したものでございます。この事業につきましては提案型ということで募集がありまして、霧島市のほうも提案ということで募集に手を挙げたところ、このような金額で通知を頂いたことに基づきまして、補正予算ということで計上させていただいております。26年度の当初予算で、この公共施設マネジメント計画関係の経費につきまして、当初予算で計上いたしておりました既定の予算がございまして、外部委員会の報償費と、それに伴う費用弁償、あと調査分析する委託費等を計上いたしておりました。そこに今回の国から通知がございました716万円を充当するという形なんですけど、先ほど説明いたしましたとおり、国土交通省と打合せをする経費、あと中間と成果の報告をする分は、条件でございまして、その分が当初予算に計上いたしていなかったため

に、その旅費の分を追加計上させていただくということで、今回お願いしているところでございます。

○総務部長（川村直人君）

補足させていただきますが、皆様御存じのとおり、公共施設マネジメント計画の策定につきましては、以前から取り組んでいるところでございます。26年度も本来ならば市の単独事業で予定を致しておりましたが、これは市のほうの動きが早くて、国のほうも力を入れないといけないということで、新たにこういった制度が創設をされたわけです。したがって、もともと市の単独事業で予定をしておりましたのに手を挙げて、財源は国のものを活用させていただくということで、それだけ一般財源が少なくて済んだということでございます。

○委員（新橋 実君）

手を挙げて、国のほうからこれだけお金が下りるようになったわけですが、実際、国のほうには幾らくらいの予算要求をされたのか。これだけされて、これだけ下りたのか、その確認をさせてください。

○企画政策課長（山口昌樹君）

限度が1,000万円でしたので、1,000万円をお願いしたんですが、国からはこういう金額でということで通知がございました。

○委員（前川原正人君）

関連になると思うんですが、新橋委員もおっしゃいました公共的不動産活用検討委託調査に採択をされたということなんですが、一番大本にあるのは、市で取り組んでいる公共施設マネジメント計画が一つの基本になって、その延長線の中で国庫補助、国からの財源が出てきたということになるわけですが、その条件等については何もないわけですか。例えば、こういうふうにやりなさいとか、いわゆる上から財源が出てくると、通常いろんな条件、ルールが付いてくると思うんですが、その辺についてはどうなんですか。

○財務課長補佐（池田宏幸君）

今回の事業は提案型でございますので、私どもの実施をする事業の全体を提案を致しました。その中で、国土交通省が全国のそういう合併市町村に向けて、モデルになるのではないかとということで採択をしていただいたということでございまして、ただ先ほど申し上げましたとおり、当初で計上いたしました予算に満額この事業費が足りているわけではございませんので、私どもが予定しております事業の中で一部を、国土交通省の提案事業ということで切り分けて実施をするものでございます。

○委員（前川原正人君）

もう一点は、国交省との打合せを今後やられるであろうと思います。それと報告会5回ということですが、大体この時期及びどれぐらいのスパンというんですか、打合せ及び報告会をされるのか。報告会に対する相手方は、どこを対象に報告会ということになるのか、お知らせいただけますか。

○財務課長補佐（池田宏幸君）

国土交通省からは、打合せにつきましては、おおむね2か月に1回ということで指示をされております。それから中間報告会を11月、結果報告会が2月の末から3月ぐらいということで指示されておりますが、報告会の相手方については特段指示はされていないところでございます。

○委員（前川原正人君）

要は一つの形というか出てくるわけですよ、こういうふうにするんだと。国土交通省との打合わせは理解しました。要は報告会を5回やるということは、やはりどこかにか、例えば市民団体であったりとか、いろんな協議会であったりとか、そういうことではないんですか。特段どこという特定は今の段階でなかったとしても、市の取組として、こういうところに報告をして、例えば承認をいただく、理解を求めるなどのそういう方策というのがあってしかるべきだと思うんですが、その辺はどうなのか。

○財務課長補佐（池田宏幸君）

報告会につきましては、先ほどお話したとおり、中間報告が11月、最終報告が2月の末から3月ということで聞いているところでございます。それと、国のほうでもこの採択に当たりまして、研究の委員会を組織されているようでございますので、その委員の皆さんに対しての報告になろうかと思っております。国に対しての報告になろうかと思っております。

○委員（新橋 実君）

先ほど、消防費のほうで地下壕の件が出たわけですが、88か所あるということで、これは全て民地になるわけですか、公共用地もあるわけですか。

○安心安全課長（酒元 博君）

24年度に埋戻しをした牧園地区については公共用地だったんですけども、ほとんど民地ということで、私の認識はあるんですけど、今、数をあたってはおりません。またあとでカウントして御報告したいと思います。

○委員（新橋 実君）

今回やるこの場所も民地ということで、もう1回確認します。

○安心安全課長（酒元 博君）

今回のこの施工箇所は、民地でございます。

○委員（前川原正人君）

もう一つ確認させてください。今、課長補佐のほうから打合せは2か月に1回やると、中間報告を11月、最終報告来年の2月ないし3月ぐらいになるであろうということなんですが、国に対する報告というふうな答弁を頂いたわけですが、それによって、例えば補助事業の活用ができるとか、公的不動産の活用検討委員会の委託ですので、委託費を計上されたわけですので、いわゆるその次の展開というか、これを今後、国とのそういう協議をし、報告をし、そしてそれに伴う財源の措置とか、何か事業的な部分で、何かそういうのが本市にとって活用できる何かがあるんですか。ただもうこれは、そのままこういう検討委託費だけの問題で、後は霧島市の裁量でそのまま突き進んでいくというか、自治体の考えだけでOKなのかという、その辺はどうなんですか。

○財務課長補佐（池田宏幸君）

今回の委託調査事業の募集要領によりますと、今回の目的がPRE、いわゆる公的不動産なんですけれども、PREの有効活用に関する具体的な取組を行う地方公共団体等と協力の下、先進的な事例の蓄積や課題解決手法のための検討のための実証的な調査ということになっておりますので、今の段階で次のそういう、例えば補助事業ですとか、そういうものに直接つながるものではないというふうに思っているところでございます。

○委員（前川原正人君）

あくまでも調査経費という、そういう理解になるわけですね。調査のための経費を国がちゃんとモデル事業として、霧島市の場合は一応認めましょうと。満額ではないけどいいですよ。後は市の裁量で、活用方法については自主的にやってもよろしいよという、そういう前提での委託費の716万円という、そう理解でいいわけですね。

○財務課長補佐（池田宏幸君）

国としては、そういう先進事例の事例収集のための調査をされるというふうなことだというふうに理解しております。

○総務部長（川村直人君）

先ほど御説明いたしましたとおり、当初、市が単独事業で実施をしようとしていたのに、タイムリーな国の制度ができたということですので、ここでは新たに経費としておりますのは、国などの打合せの旅費などを計上して、後は元々一般財源で歳出を計上していたのを、財源を有り難く入れ替えたということでございます。

○委員（時任英寛君）

上小川工業団地の売却収入を全額、財政調整基金へ積んだということをございますけれども、その基金残高で見ますと、3基金、特定建設基金の残高が以前より減っているように思います。財政調整基金ではなくて特定建設基金に積むべきではなかったかと認識をしますが、これについての見解をお聞かせいただきたいと思ひます。

○総務部長（川村直人君）

今回の事業につきましては、特定建設事業の基金から基金を取り崩して、そちらのほうに充当したということではなくて、財政調整基金のほうを使ったということをございましたので、議員御指摘のとおり特定のほうにもまた積戻しをしなければならないということもございませんで、任意に積んでもよかつたわけですが、そのときには財政調整基金のほうを取り崩しをしたということをございましたので、財政調整基金のほうに一応積戻しをしたということをございます。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで総括及び総務部関係の質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休憩 午前10時34分」

「再開 午前10時37分」

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に商工観光部関係の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○商工観光部長（藤山光隆君）

今定例会に提案しております議案第43号、平成26年度霧島市一般会計補正予算（第1号）の商工観光部の総括について御説明いたします。平成26年度一般会計補正予算（第1号）の歳入では14、15ページ、歳出では28、29ページ、平成26年度霧島市一般会計補正予算（第1号）等説明資料8、9ページをございます。まず歳入につきましては、（款）財産収入の中で、土地建物売払収入として13億5,935万3,000円の増額をございます。歳出といたしまして、（款）商工費で5,360万円の増額をございます。内訳は、商工総務費で5,300万円、商工業振興費で60万円をございます。補正後の（款）商工費の歳出予算額は5億9,414万5,000円となります。詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○商工振興課長（池田洋一君）

[補正予算説明資料に基づき説明]

○委員長（前島広紀君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（前川原正人君）

商工観光部の中で大きい予算として、歳入のほうで、不動産売払収入が出ておりますけれども、これは平成22年度の一般会計補正予算の第6号で、水道管と下水道管を敷設をした経過があるわけですが、この上下水道の経費部分については、今回の売払収入の中には入っているのでしょうか。

○商工振興課長（池田洋一君）

当初、上下水道管の整備を行いましたけれども、今回の単価、売却額の中には含まれておりません。

○委員（前川原正人君）

そうすると、企業誘致の一環ということでの間、努力というか、そのためのいろんな施策を打たれてきて、今回売払いをするということで、別に京セラさんに売るなどということではないんですが、本来であればこういう掛かつた経費というのは入れるべきではなかつたのかなという気がする

んですが、そういう議論はなかったわけですか。

○商工振興課長（池田洋一君）

この上小川工業団地につきましては、ほかにも道路改良とかいろいろ行っております。この上下水道課の敷設又は道路改良等も含めまして、これにつきましては当然、一般の市民の方も活用されるし、今後もまた利用する予定がございますので、これと今回の売却額とは全く切り離しております。うちのほうの算定につきましては、純粋に企業に売却する用地と設計費、造成工事費をベースに算定しております。

○委員（前川原正人君）

今回は予算ですが、多分ほかの議案のほうで売却のための議案があり、その委員会の中でも議論があったと思うんですけども、以前の全員協議会の中で追加議案の資料として提出をしていただいた部分で、調整池の部分については省いて売却をするということで提案をされているわけですけども、実際、調整池もそのエリアに入っているわけですよ。それまで入れて売却をすることが、本来のあるべき姿ではないのかなというふうに思うんですけども、これは本会議でも出た質疑の中で、なぜそういうふうになったのか。相手が京セラだったからそうなのか、ほかにもそういう企業誘致をする場合は、今後もそういうふうにするのか、どうなんでしょうか。

○商工振興課長（池田洋一君）

今の質問に対しましては、あそこの上小川工業団地が複数社ある場合につきましては、当然市のほうが調整池の管理をするというのが原則でございます。全員協議会で資料にもお示ししましたように、こういう1社につきましては、京セラのほうで管理をしていただいて、そして当然市でもっていけばランニングコスト等も掛かりますので、その辺も含めて、その調整池の部分を除いた部分で11%の減額というようなことで算定しております。

○委員（前川原正人君）

もう一つは、あってはならないですが、水戸川が逆流をしてきたときに、当然今までの議論の中でも、流量計算はされてきたというふうに思うんですが、もしもこの調整池で対応できない場合、いわゆるこの上小川地域になりますけれども、災害等が発生をしたときに責任というか、それはもう風水害ですので、災害もいろんな種類がありますけれども、そういう場合の対応はどういうふうになるんですか。

○商工振興課長（池田洋一君）

今、おっしゃられたように、調整池の面積につきましては、ちゃんと計算をして、前の田んぼの状態と全く変わらない状態で、あそこ調整池が機能を果たすということでございます。水戸川が逆流してくるといようなときにはもう、工業団地だけの問題ではないと思いますけれども、今のあの工業団地の中でのお話であれば、調整池で前の田んぼの状態と同じような形での状態を保てることできるというふうな計算がしてあります。

○委員（前川原正人君）

この前の本会議でも質疑があったと思うんですが、公示価格、いわゆる年はじめの1月1日現在の土地の公示価格ですね、それが全部はないですけども、新聞等で報道がされて、本会議の中でも、近隣のというか、大体大まかなところで1坪当たり12万円ぐらいの公示価格が出されているわけですけども、いわゆるこれまでの路線価方式で見た場合、いわゆる近隣のこの京セラ付近の坪単価の公示価格というよりも実勢価格と言ったほうがいいでしょうね、実勢価格と比較をしたときに、今回の4万7,000円ぐらいでしたか、4万3,000円ぐらいでしたか、その金額と比較をしたときにどうなんでしょうか

○商工振興課長（池田洋一君）

この価格につきましては、宅地と比較されますと、雲泥の差があると思います。特に公示価格等と比較しますと、公示価格というのは民衆で販売するときに、住宅用地的なああいう面積でされますけれども、今回の場合は工場用地ということで、用途は制限してあります。工場又は駐車場、そ

れに付随する福利厚生施設，京セラが行うものというような形で条件があります。それと，あそこの場合は，前にも言いましたけれども，買い戻し特約とかいろんな形で制約が掛けてあります。そういうのを含めまして，価格を決定しておりますので，単純に比較することは難しいのではということでございます。

○委員（前川原正人君）

確かにおっしゃるように，民民の場合は比較が可能なんです。今回は工業団地ということで，特異な特殊な工業団地，土地だということで，それは理解の上でのことなんです。要は地図で言えば，敷地がありました。その近くの宅地，田んぼでも一緒にはならないと思いますけれども，いわゆる評価額で見たときにはどういう状態ですか。

○商工振興課長（池田洋一君）

あの工業団地の周辺の近くの路線価格等で申しますと，平米当たりの約2万5,000円ぐらいだったと思いますけれども，今，既存の京セラ工場がございますけれども，あそこも路線価が張っております。それにつきましては，既存の京セラのところには路線価が2本あります。1本は住宅用，1本は工場用地用というような仕分けがしてありますので，そういう形で工場用地というものについては評価が低いというふうに，今の固定資産税の路線価でも位置付けてございます。

○委員（時任英寛君）

基本的なことお伺いしましょう。工業団地につきまして，例えば岩坂工業団地，上野原の工業団地等ございますけれども，当然工業団地として販売するときにはインフラの整備というのを整えた上での販売になっていきます。ましてや今度は工場が経営していく上で，損益分岐点というのがある。土地価格とかそういう価格を考慮して工業団地というのは造成をし，販売していくものと認識を致しております。今回，京セラさんの1社による取得ということで，このような議論になっていきますが，本来ならばここは上小川工業団地ということで，市の工業団地としての売買になっている。たまたま京セラの1社であるという認識を私はしておるんですけれども，そういう観点からいきますと，通常の工業団地で様々なものを，その工業団地の価格に入れ込むことかと言えば，かえって上野原でもそうですけれども，土地価格を下げても誘致をしてきたというのが今までの歴史であると思うんですけれども，この工業団地の造成の在り方とか，そういうものについて，執行部の見解を。とにかくほかよりも安くしながら，この地域に企業を誘導するという，その観点からいけば，当然のごとくそういうインフラも含めて整備をした上での，工業団地の売買になっていくと認識をしておりますけれども，いかがなんでしょうか。

○商工振興課長（池田洋一君）

上小川工業団地につきましては，いろんな転用関係とか九州農政局というところと，約2年やりとりをしてきたんですけれども，今，時任委員がおっしゃるような形で，あそこは上小川工業団地という形で，普通の工業団地を開発するというような目的で，いろんなところと協議をしております。それと今，インフラ関係を時任委員も言われましたけれども，おっしゃるとおりだと思います。

○委員（新橋 実君）

今回，ローカルエネルギー館のほうを解体されるということで，その費用も載っているわけですが，この中で委託料が載っていますけれども，この委託料の中身をお伺いします。

○商工振興課長補佐（田島博文君）

委託料につきましては，解体をするための設計を業者さんに見積もっていただくための委託料ということで，計上させていただいております。

○委員（新橋 実君）

解体をするための設計だけの委託料だけですか。ほかにはないですか。

○商工振興課長補佐（田島博文君）

解体するための全てを含めてということでございます。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ほかにないようですので、これで商工観光部関係の質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休憩 午前10時55分」

「再開 午前10時58分」

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、教育部関係の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○教育部長（越口哲也君）

議案第43号、平成26年度霧島市一般会計補正予算（第1号）の教育部関係につきまして御説明いたします。平成26年度一般会計補正予算（第1号）の3ページをお開きください。今回の補正予算につきましては、（款）10教育費の（項）3中学校費を17万1,000円、（項）6社会教育費を860万円、（項）7保健体育費を2,000万円、総額2,877万1,000円を増額し、補正後の額を57億1,612万4,000円にしようとするものであります。今回の補正予算は、4部署4事業に係る補正予算であり、その主なものは、本年3月に設置した霧島市いじめ問題対策委員会の委員報酬等に関するもの、いきいき国分交流センター及び国分総合プールの天井設備の老朽化による緊急安全確保に関するもの、天然記念物県指定文化財であります高座神社社叢のイチイガシの養生保全に関するものであります。詳細につきましては、各課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○学校教育課長（室屋正俊君）

〔補正予算説明資料に基づき説明〕

○生涯学習課長（津曲正昭君）

〔補正予算説明資料に基づき説明〕

○文化振興課長（本村成明君）

〔補正予算説明資料に基づき説明〕

○保健体育課長（新鍋一昭君）

〔補正予算説明資料に基づき説明〕

○委員長（前島広紀君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（厚地 覺君）

保健体育課あるいは生涯学習課も同じですけれども、この予算案の成立前に、先行して足場の組み立てが行われていますけれども、あれはどういう意味ですか。

○教育部長（越口哲也君）

今回の工事につきましては、緊急性が非常に高いと。それと、早急に再開をしなければならないということから、規定の予算の流用をさせていただきまして、現在の工事につきましてはもう既に発注をかけさせていただいたところでございます。従いまして、既存の予算が今度は不足を来すこととなりますことから、今回の補正予算でその部分につきまして追加させていただくという措置を取らせていただきいただいたところでございます。

○委員（厚地 覺君）

あれは腐食した部分だけ取り除いて、工法に問題はないんですか。もうこの際、一挙に全部取り除くことは考えなかったわけですか。

○教育部長（越口哲也君）

厚地委員がおっしゃるのは、いきいき交流センターの分でございますか。〔「はい」と言う声あり〕これにつきましては、上部の部分で細かい確認ができませんことから、足場を組みまして、まず上部を全部点検させていただきます。その上で、全てこれは撤去すべきだとこととなりますと全て撤

去することも含めながら、工事の発注をさせていただいているところでございますので、場合におきましては当然、全ての部分を撤去するということになるかと思っております。

○委員（厚地 覺君）

ということは、800万円の予算がオーバーするということも考えられるわけですか。その全てを含めて今回、この予算を出したわけですか。

○教育部長（越口哲也君）

800万円の予算の中で、先ほど申し上げましたように、既に発注をかけさせていただいている中では、その予算の範囲内での落札を頂いておりますので、新たに作業をしなければいけない部分が出てきた場合には、その規定の800万の予算の範囲内で追加の作業というのも可能になるかなと考えております。

○委員（中村満雄君）

ちょっと解せないんですが、厚地委員と同じような感じなんですが、いきいき国分交流センターと国分総合プールの天井の工事、これは緊急性があるということは認識はしますが、予算成立前に何でやっているのということに関しては、議会の承認なしでこういったことをされているんですか。

○教育部長（越口哲也君）

予算の中では、流用という措置ができます。基本的にこれはあまり好ましい方法ではないというのは十分認識いたしているところではございますが、どうしても両方とも、夏場の利用が非常に多くございます。もう既に2か月ほど、どちらも閉館という状況でございますので、やはりなるべく早く市民の皆さんへ施設の利用をしていただくためには、規定予算を流用させていただきまして、既に工事の発注等をかけまして、今のところ両方とも7月18日を工期とさせていただきながら、夏休み明けにはオープンにこぎつきたいということで、規定予算の中で取りあえず対応させていただいたところでございます。

○委員（中村満雄君）

業者選定で入札を実施されたということが先ほど発言がありましたけれども、いずれの事業も公開で入札を実施されたわけですか。

○教育部長（越口哲也君）

この入札につきましては、両方とも国分地区の施設でございましたので、国分地区のAランク、Bランクの比較的行働力のあるといえますか、作業する能力の高い業者を10社ずつどちらも選定いたしまして、これに見積り入札という形で入札を致しまして、各々業者を選定したところでございます。

○委員（中村満雄君）

プールのほうのところに、LED交換というのがありますが、これは天井の照明のことですか。いわゆるLEDに交換するということは、電気代の減少ということが効果としてあるわけですが、その辺をちょっと説明してください。

○教育部長（越口哲也君）

今回、足場を組みまして、上部のダクト等を全部撤去するわけでございますが、またLEDにつきましても今回、足場を再度組んで作業しなければならないような場を設けますと、また新たな工事費が発生しますので、この際、省エネも兼ねましてLED化に全てしたいということで、併せて20個の照明につきましても、今回の工事の中でさせていただくように予算をお願いしたところでございます。

○委員（中村満雄君）

私の質問で、今の照明設備をLED化することによるその電気代の節約というのは、どれくらい見込んでいらっしゃるんですか。

○教育部長（越口哲也君）

今回の作業につきましては、足場を組んでせっかく取り除く中でのLED化も必要だということで判断した部分でございまして、特にそれによる電気代の節減がどのくらいなのかというところは、算出は致していないところでございます。

○委員（中村満雄君）

ぜひそのLEDの効果とかそういったことから、それを算出していただいて報告なり、公開してくだされませんか。

○教育部長（越口哲也君）

それにつきましては、そのようにさせていただきたいと思います。

○委員（新橋 実君）

交流センターのほうをもう1回確認しますけれども、実際に天井から品物が落ちてきたということでしたけれども、これはいつの話で誰が発見されて、いつ確認をされたのか、そこをお伺いします。

○生涯学習課長（津曲正昭君）

落下をしましたのは、26年4月7日のことでございます。その日は休館日でございますけれども、指定管理の方が発見をされて、連絡を頂いたのが翌4月8日のことでございます。

○委員（新橋 実君）

4月8日に確認して、もうその日から一応使用禁止ということになったということですか。

○生涯学習課長（津曲正昭君）

当初はそこまではしていなくて、気を付けながら、結局、天井を今日見ていただきましたけれども、高いところですので、目視をして落ちそうにないという観点がありましたので、気をつけながら作業はしてくださいというなことで。そしてあと、利用もその部分も気を付けながらくださいということでしたが、4月21日になって教育委員会の中でも相談して、あと副市長とかも相談いたしまして、それはもしものことがあると困るので、もう閉館したほうがいいということになりまして、それから閉館を致しております。

○委員（新橋 実君）

ということは、2週間くらいは個人の方が使われていたということで理解しました。その中で今回、見積り入札で業者の方が工事を取られたということなんですけれども、実際、足場を組んで現地確認をしながら工事をされるということですよ。だから、その中では、どんな形になるかわからないわけですよ。いいところもあれば悪いところもある。実際に見てみて、これは大変だったということになれば、予算も変わってくる可能性もあるわけなんですけれども、その辺については見積りも入札ということなんですけれども、その辺の意味がちょっと分からないんですけれども。見積り入札ということは、中身はどういうふうな形の見積り入札なんですか。

○教育施設G長（末永明弘君）

設計書の内容は、通常の工事の設計書の内容と同じものでありまして、単に見積り入札を行っているというだけのことで、数量自体は通常の工事と同じようなやり方でやっております。

○委員（新橋 実君）

ということは、もう悪い所は全て撤去するというようなことで、後は業者のほうにお任せだと。確認はもちろん市の職員も行って、足場に乗って、ここは全部撤去する状態を確認をしながら、全て悪い所は撤去すると、いいところはそのまま残すと、そういうような形なんですか。どうなんですか。

○教育施設G長（末永明弘君）

国分総合プールについては、基本的に全て撤去になりますけれども、いきいき交流センターについては、今、目視で見させていただいているところ、ひどい所とまだ状態のいい所とあったもんですから、足場については全て点検をするために組ませていただいて、今、撤去するのはその4分の3程度を設計書では見込んでおります。

○委員（新橋 実君）

足場については全面、足場を組むと。撤去については、取りあえず4分の3くらいを見ているけれども、それ以上になるかもしれない、以下になるかも分かりませんが、そこについてはその予算の範囲内でやるということですか。それとも、後々を考えれば、もう全て撤去したほうが問題ないということでしたよね。先ほどの現場視察の中でも。全て撤去されたほうが、後々を考えたら、もう必要ないのであれば撤去したほうがいいんじゃないんですか。その辺は、どういうふうな形で考えていらっしゃるんですか。

○教育部長（越口哲也君）

私どもも大体4分の3くらいの部分を撤去する予定で設計書を作成いたしておりますけれど、先ほど申し上げましたように、既定予算800万円の中で終わっておりますので、私どももできれば全てを撤去したほうがいいかなと。今回見ていただいたように、また垂れ下がってきております。あれも経年劣化の部分もございますので、基本的にはこの際、全てを撤去したほうが好ましいなと思っております。そういうことを基本に考えていきたいと思っております。

○委員（新橋 実君）

あとは排煙の窓も付いていましたけれども、やはりその辺の管理上の問題も、教育委員会と管理されているところはエルグですか。そこの調整がうまくできていないのかなと思ったりもしました。今、空いているところも1か所ありましたけれども、今日は雨が降っている状況もありましたけれども、あと換気がうまく取れてないからああいう状況もあったかも分かりませんので、今後はその辺の管理の状況もしっかり確認をしていただきながら対応していただきたいと思っておりますけれども、どうでしょうか。

○生涯学習課長（津曲正昭君）

今おっしゃったとおり、そこ辺もうまく連携を取りながらこれからやりたいと思っております。

○委員（木野田誠君）

いじめ・不登校問題対策サポート事業、一応中学校費で組んでありますけれども、これは中学校の問題だけの費用ですか。それとも小学校等も入っているんですか。

○教育部長（越口哲也君）

予算につきましては、中学校費のほうで計上させていただいておりますけれども、この会自体が全体の小・中学校を含めたいじめ対策でございますので、当然全てに対しての対応はこの予算の中でさせていただくということでございます。

○委員（新橋 実君）

なぜ今、このいじめ・不登校問題対策サポート事業ということで、この委員8名が選任というのは、今回初めてこれが出たんですか。今までもあったわけですか。

○指導事務G長（長濱信博君）

今回、補正予算で組んでおりますが、これは経緯を申し上げますと、昨年6月28日にいじめ防止対策推進法が制定されまして、その3か月後の9月28日に施行されました。そのときにちょうど予算を組んだわけですが、その後具体的な国の基本方針というものがこちらに10月の末に届きまして、そして12月に鹿児島県の教育委員会から市町村教育委員会への説明会がございました。それと並行して予算を組んでいたわけですが、その後、鹿児島県の教育委員会のほうでいじめ防止の基本方針を1月から策定されまして、私たちが並行してそれを策定することになりました。前回の3月議会の折に、この附属機関という形で、ここの組織につきましては条例で制定させていただいたところですが、どうしてもその予算のほうから後から後からいろんな情報が入ってきた関係で、その報償費から報酬に組み替えたりとか、そのような必要が出てきたところでございます。

○委員（新橋 実君）

今、いじめを、とおっしゃったけれど、これはいじめ・不登校もでしょう。もう1回確認します。

○指導事務G長（長濱信博君）

この附属機関につきましては、いじめ問題になります。ただし、いじめと関連した不登校ということも出てきますので、その関連ではこの附属機関でいろいろ審議いただくことが出てくるかと思えます。

○委員（新橋 実君）

これいじめ問題対策委員会、これいじめだけなんです。今、ある学校では不登校になっている中学校があるということで、私も聞いているわけですが、そういったことはもちろん把握はされていると思うんですけど、それについては何か対策はされているんですか。

○学校教育課指導主事（平國弘明君）

御指摘のとおり、複数の学校で不登校生というのが現在も学校のほうに在籍しております。その子たちにつきましては、学校の先生方に対応していただくのはもちろんのことですけれども、委員会と致しましても教育支援センターとかスクールソーシャルワーカー、それから子どもサポート相談員等と連携しながら、子供たちが学校復帰を目指して取組をいただいているところであります。

○委員（新橋 実君）

その学校では、あるグループで学校に行っていないという話ですけれども、もちろんそこは御存じですよ。だから、そういったところに対してどういったサポートをされているのか。学校名はもうここでは言いませんけれども、その辺はどうなんですか。

○学校教育課指導主事（平國弘明君）

そのような状況も、学校のほうから報告を受けております。先ほど申したものの中には、やはり問題傾向というようなことも含まれておりますので、警察との連携とかスクールサポーターとの連携等もしながら、その子たちに応じた対応ということを学校側と協議しながら進めているところでございます。

○委員（新橋 実君）

子どもたちが中学2年生ということですが、早く学校に出てこれるような形で。これはいじめだけの対策委員会ですけれども、不登校というのも大事なことで、しっかり対応していただいて、早目に学校に行くような。学校に行くだけが問題ではないですけれども、今、学校に行けない子どもには他にありますよね。施設というか、そういった所もありますので、そういった所も利用しながら、学校に行けない子どもたちにはそういった所を利用していただくような形も進めたいと、これは要望しておきます。

○委員（前川原正人君）

いじめ・不登校の問題対策サポート事業ということで予算が計上されているんですが、先日の総務文教常任委員会の中でも、議案34号で、青少年問題協議会の設置条例ということで可決したわけですが、今回のこのいじめ・不登校問題対策サポート事業の中で、この8名の委員さんの報酬が出ているわけですが、これは青少年問題協議会の委員さんたちとはまた別枠での委員という理解でよろしいわけですか。

○指導事務G長（長濱信博君）

はい。別枠になります。

○委員（前川原正人君）

全く同じ人が2つに又に掛けるという言い方はおかしいですけど、兼務をするとかそういう、横の連絡は当然あり得ると思いますが、全く別枠の委員の組織ということですか。

○指導事務G長（長濱信博君）

全く別ということで、進めているところでございます。

○教育部長（越口哲也君）

青少年問題協議会のほうに新たに条例改正をしまして、加わった部分につきましてはいじめ問題対策連絡協議会とことごとございまして、今いろんな青少年問題のほうでも警察でありますとか、い

ろんな組織の方々とどういう事例があるよというのを協議する場がございまして、その協議の中にこのいじめ問題対策連絡協議会の機能も加えた形での条例改正が青少年問題との関係。今回のこの8名の協議の場といいますのは、いじめ防止対策推進法によりますと、法の14条で別の組織になります。こちらのほうは、いろんないじめの実例が出てきたときに、それに対しての協議をする場ということでございまして、組織としては別の組織になるということで、当然そこに加わっていただく委員につきましても、全く異なる形になると御理解いただけたらと思います。

○委員（木野田誠君）

いろいろ説明を聞いていると、いじめ問題、それから不登校問題といろいろあるわけですが、幾つこういう組織があるのか、私どもにはちょっと分からないようになってくるんですよ。ですから、できれば表にしたような、体系化したような、そういういろんな組織があると思うんです。それを表示したものがあれば、参考資料に頂きたいんですけども。

○学校教育課長（室屋正俊君）

私のところで作っている資料がございまして、後ほどお持ちしたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

○委員（木野田誠君）

それで結構です。というのは、例えばそういう相談を受けたときに、どの組織に行ってどういう話をしているか全く分かりませんので、一つよろしくお願いします。

○委員（前川原正人君）

これはもう既に、いじめ問題対策委員会の委員を選ぶ以前の問題で、策定はされているんですが、確認の意味でお聞きしたいんですが、この委員の8名というのはどういう人たちをメンバーとして予定を。もう現在していると思うんですが、確認の意味でお聞きをしておきたいと思います。

○学校教育課長（室屋正俊君）

委員の構成についてお答えいたします。現在、予定を致しておりますのは精神科医、臨床心理士、弁護士、社会福祉士、学識経験者等を予定してるところでございまして。そのほか警察経験者、教員経験者、PTAの関係者等も考えておるところでございまして。

○委員（前川原正人君）

この前の議案第34号でも、全く同じ答弁だったんですね。そうすると、実際、何とか人員の確保等を考えたときに、たくさんいらっしゃるでしょうけれども、いじめ対策推進法がその根拠になっているわけですので、本来であれば同じメンバーがいいのか悪いのかというのはなかなか難しい部分がありますが、情報共有という点ではそういうこともある程度研究したほうが、より深く、詳しく、正しい情報を得られると感ずるわけですが、その辺の議論というのはなかったわけですか。

○学校教育課長（室屋正俊君）

先日の総務文教常任委員会で審査をお願いいたしました内容でございまして、議案第34号につきましては、霧島市自体が設置を致します「いじめ問題対策連絡協議会」というものでございまして。これは、先に説明がありましたように、青少年問題協議会が兼ねるという形での審議をしていただきました。ただ今、私どもから御提案させていただいておりますのは、議案第35号で提案を致しました、市の教育委員会が附属機関として設置をいたします「霧島市いじめ問題対策委員会」でございまして。この霧島市のいじめ問題対策委員会の機能と致しましては、まずいじめ問題についていかに防ぐかという調査研究をするということでございまして、年1回、研究テーマを決めまして検討するということと、実際に深刻ないじめ議案が出た場合には、その原因等について調査をするという機能も持っております。それ意味で先ほど説明いたしましたような弁護士とか精神科医等の専門家も委員として考えているところでございまして。そういう委員会としての機能の違いがございまして、こちらの議案第35号で先般、説明をさせていただきましたいじめ問題対策委員会については、また別途委員を考えているところでございまして。

○委員（平原志保君）

そうしますと、もし深刻なそのいじめ問題の事件があったとした場合に、二つの組織があるわけですけれども、議案第34号のほうが市長さんが会長なわけですけれども、そちらが主導権を持っていて、今教育委員会にあるものはサブ的に動く形になるのでしょうか。責任はどちらが主になるのでしょうか。

○指導事務G長（長濱信博君）

一義的に動きますのは、そのような深刻な事態、重大事態と申しますが、それが起きた場合にまず学校のほうから教育委員会のほうに報告、そして市長のほうにということと報告をしていくことになります。そうした場合に学校が調査をしていくわけですが、学校若しくは教育委員会が置く調査機関、これがいわゆるいじめ問題対策委員会になります。こちらのほうがまず動くことになります。この委員御指摘の、霧島市のほうでございますいじめ問題対策連絡協議会のほうは、主にお互いの連携という部分が主になりますので、メンバーも例えば保護司の代表であったりとか児童委員の代表であったりとか、警察の代表であったりとかというのは、お互いに日頃どんなことについて留意しながら、それぞれの関係団体で連携を図りながらいじめ問題について、あるいは青少年問題について進めていきたいと思いますというようなことを協議するのがそちらの会でございます、その重大事態の調査につきましては、教育委員会の附属機関のほうで、まずもって行うこととなります。

○委員（新橋 実君）

先ほど、いきいき交流センターのほうは聴いたのですけれども、今度は総合プールのほうでお伺いしますけれども、これは誰がいつ発見されて、いつから休館になったのかお伺いします。

○保健体育課長（新鍋一昭君）

4月24日、14時頃、国分総合プールの職員が発見しました。すぐ連絡が来まして、保健体育課の職員と現地を確認しまして、教育長、部長、副市長と協議をして、その日の17時に閉館ということになっております。

○委員（新橋 実君）

先ほど、現地のほうも見せていただいたのですけれども、今回ダクトのほうも撤去をするということですが、このダクトなんかは今まで使われていたと思うのですけれども、いつ頃まで使われていたのですか。

○スポーツ振興G長（野辺貞孝君）

このダクトは、今も機能をしております。現地でも説明いたしました、上に暖かい空気が上がりますので、ビニールハウス状態になりますので、その暖かい空気をただ空気の下に下ろすという意味の使い方、現在もこれは動いてはおります。

○委員（新橋 実君）

実際に動いているということであれば、今回それを撤去することによって、支障はないんですか。

○スポーツ振興G長（野辺貞孝君）

まず、どういうときにその空気を下ろさなければならないかということですが、11月の末から1月・2月くらいまでの一番冷え込んだときに、暖かい空気、プールが30度あります。外気温をできるだけ30度に保たないといけないということから、暖かい空気が上に行って下が暖まるのに時間が掛かるということで下ろしていたところですが、大体10時がオープンになります。それで冷え込んだときには、朝8時くらいからスイッチを入れて、上の上がった空気を下ろすという作業をしていました。今後、撤去したときにその機能が失われるということですが、御覧いただいた2階のギャラリー、あそこの空調は残りますので、あそこの空調から下のほうに下ろすというのが、まず一つの考え方です。それから全部を30度の温度に保つのに2時間掛かります。ですから、10時にオープンをするために、8時からしておけば2時間で大体水温も30度、外気も30度でした。それを今後は指定管理者との運営のやり方ですけれども、6時からスイッチを入れるとか、あるいは5時頃指定管理者のほうに来てもらってスイッチを入れるとか。そういう運用面で対応をしていきたいと思っております。

○委員（新橋 実君）

ということは、今のその2階にある冷暖房設備ですか。それを使って建物の中を暖めるというような形になるということですか。

○スポーツ振興G長（野辺貞孝君）

おっしゃるとおりでございます。

○委員（新橋 実君）

となると、光熱費とかその辺については、大分今より燃料代とかそういうのが変わってくるというようなことは考えられないのですか。

○スポーツ振興G長（野辺貞孝君）

これは指定管理料の中で、一括して指定管理者にお願いしておりますが、あそこはガスのボイラーで炊いているところです。夜、指定管理者が閉館して帰るときには、一応切って帰る状態です。安全装置があるので、24時間運転可能なのですが、経費を削減したり、あるいはいないときに事故が起こるといけないということから、そういう対応をしておりましたけれども、光熱水費等については非常に今は高止まりをしておりますけれども、指定管理者とそこら辺は年間の運用を見ながら、足りなければ議会のほうに少しまたお願いをしないといけないし、また節約をして、余るようであればまた、そういう指定管理者の指定管理料の補填とかはないと思いますので、そこら辺はよく数字を見ながら運営をしていきたいと。もう1点申し上げますが、ボイラーも建設当初設置したのが2台まだ現役で動いております。ということは、熱効率あるいは燃料の消費が低下しているという、私は素人ですが、そういうことが考えられます。ということは22年、23年も使っておりますので、やがては今後の施設の維持管理の在り方という、ストックマネジメント等の考え方の中で残していく施設であるとすれば、そういったところの更新ということも出てきて、今は省エネのボイラーも出ているというのが、業界からも提案がありますので、そういったところも併せて考えながら運転をしていきたいと思っております。

○教育部長（越口哲也君）

今、ボイラーの話がありまして、私どもはこの際、ボイラーの交換も検討を致しました。ただ、今回の予算につきましては、緊急的に流用という措置を取らせていただけて行う緊急時の作業でございますので、ここまで流用させていただくというのはやはり好ましくないということで、このボイラー交換につきましてはまた再度検討して、当初予算等をお願いしたいなというふうに考えてるところでございます。

○委員（新橋 実君）

最後確認ですけれども、今のあの国分市民プールについては、開館をいつ頃予定されている状況ですか。

○スポーツ振興G長（野辺貞孝君）

いきいき交流センターと一緒に、夏休みの需要が非常に多いですので、夏休みまでにはぜひオープンしたいということでしています。7月22日の月曜日には開けられたらなというふうに今、考えております。

○委員（新橋 実君）

開館日は、公表しているんですか。

○スポーツ振興G長（野辺貞孝君）

いえ、これはもし今足場を組んで、上を確認して、ちょっと延長があるとか、あるいはこうしないといけないといういろんな不具合がありますので、そこは業者とよく打合せをしながら、延長がないところを確認して、早目にホームページとか貼り紙等で御案内したいと考えております。

○委員（中村満雄君）

今回のいきいき交流センターと国分のプールに関しまして、事故がなかったのは幸いですが、万が一事故があったとしたら、それは市の責任ですか、施設管理費者の責任ですか。

○スポーツ振興G長（野辺貞孝君）

施設の瑕疵がありましたら、設置者である市の責任になります。指定管理者が運用上で、言葉は悪いですけど利用者を殴ったとか、何かしたというときは指定管理者のほうの責任になります。

○委員（中村満雄君）

施設の管理をしている方は、点検の義務がありますよね。例えば天井を見て、あそこは錆びているとか、そういったことが点検項目で入っていたとしたら、それを見逃したという責任がありますよね。この辺はいかがですか。

○スポーツ振興G長（野辺貞孝君）

プールに限らず、照明等が上から釣り下がっている体育館であるとか、あるいはこういうプールの上の大きな釣りものとか、確かに点検の義務というのは指定管理者に負うところはありますけれども、なかなかそこまで登って、足場を組んで点検をなささいというような指定管理者への業務委託になっておりませんので、これは市がある程度定期的に検査とか、あるいは確認とかそういったものをしていかなければならないんだろなというふうに考えております。指定管理者は目視であるいはまた双眼鏡あたりで見ることではできても、それでボルトが落下するとか、金属が落下するとかというところまではなかなか見れないでしょうから、確かに点検の項目はございますけれども、市がやるべきことではないかと思っております。

○委員（中村満雄君）

いきいき交流センターを見ますと、下から当然見れるんじゃないの、見上げればいいんじゃないのということで、今回あそこを撤去されますので、見上げても無駄になるわけですけども、ほかの施設も含めまして、見るというのを。異常があるよということ、事前にそういったことを把握するというのは、指定管理者の責任ではないかと。市が四六時中行っているわけではありませんので、そういったところに関する、指定管理者に対する指導とか、要請とかそういったのが必要ではないかと思いますが、これはもう教育部に関することだけではなくて、市の指定管理者全般に関することだと思いますが、その辺いかが思われますか。

○総務課長（越口哲也君）

全く委員のおっしゃるとおりでございます。いきいき交流センターにつきましても当然錆の部分、赤茶けた部分が存在しているというのは指定管理者も確認をしております、私どもも当然認識はしていたわけですが、それがどこまで腐食しているかということまでは下からは確認できない中で、落下ということが先に起こってしまって、急ぎよ安全対策を取って休館をせざるを得なかったというような事態でございます。指定管理者には当然、安全に利用していただく点検というのは必須の項目でございまして、今後、様々な施設においても常に安全確認・点検を慎重にさせていただくような要請はしていきたいというふうに思っております。

○委員（塩井川幸生君）

一つ確認をさせてください。総合プールですが、4月24日に発見されたと。現地で、越口部長のほうから落ちてきた物を見せてもらったのですけれども、落ちてきていた物はあれだけだったのか、お聞かせください。

○教育部長（越口哲也君）

落下物については1点でございます。

○委員（塩井川幸生君）

私に見せてもらった、あれだけが落ちてきたわけですね。

○教育部長（越口哲也君）

そのとおりでございます。

○委員（塩井川幸生君）

ああいうことはまずないんですね。下から見たとき、釣っている金具が付いていましたよね。上は寸切りボルトというのですが、あれがちぎれたみたいになって、表面に錆びがきていましたけれ

ども、4月24日にちぎれたらああいう状態にはならないわけですね。それと、相手がありますから、こちらのボルトナットという小さいのがあるわけですね。それが落ちていない。釣ってあるのが落ちていないということは、私の考えでは工事期間中にダクトの上とか、置き忘れたものが落ちてきたと思うんですよ。私自身はですよ。だから、落ちている部分の確認はされているのかお聴きします。

○教育部長（越口哲也君）

落ちた場所のすぐ上位の部分ですね。ここはもう足場がありまして、ちょっと皆様に御案内できなかったのですけれども、その釣っている金具の一方が下がっている状態が確認できておりますので、その部分をあのボルトが支えていたということで、その支えの部分のボルトが落下をしたという確認は致しております。

○委員（塩井川幸生君）

ぜひ、その天井はものすごく高いですから、目視もなかなか難しいと思いますので、そこをしっかりと確認をされて、また報告が欲しいのですがよろしいでしょうか。

○教育部長（越口哲也君）

そのように御報告申し上げたいというふうに思います。

○委員（厚地 覺君）

また今の問題ですけれども、これも同時期に落ちている。また温水プラス硫黄、これはもうつきものですから、ほかの市内の温水プールは点検されたのか。

○スポーツ振興G長（野辺貞孝君）

プールを七つ持っております。もちろん屋根のない福山のプールとかございますけれども、屋根のあるプールについてはこの議案を受けまして、すぐ確認をさせてもらいました。隼人、横川、B&Gは冬場は休んでいますけれども、そういった所につきましては今のところ落下があるとかそういうことはないということで、一応確認をしております。その件はプールの件ですけれども、体育館にあります水銀灯の釣り物ですね。ああいった所も、教育委員会では点検員という方がいらっしゃるのですが、そういった専門的な方の目で、これは目視になりますけれども、下から見ながら天井のほうは確認をさせていただいているということでございます。

○委員（中村満雄君）

いじめについてちょっと教えていただきたいんですが、いじめということは、いじめる側といじめられる側がいる。これは事実ですよ。そこで、大阪市で原因者を隔離するとかそういった極端な話ですけれども、そういったことも検討されているみたいですか。そういったことも委員会で議論されるんですか。教えてください。

○指導事務G長（長濱信博君）

今、御指摘の私たちの教育委員会の附属機関でありますいじめ問題対策委員会ですが、こちらにつきましてはいじめ問題に対しまして、先ほど御説明いたしましたように、重大事態に対する調査という意味合いと、あと一ついじめ防止等に関するそういう研究ということも含まれておりますので、そのあたりも入ってくる可能性はございますが、現状ではまだそこにつきましてはお答えが難しいところでございます。その調査・研究の中でそういうことも可能性としてはございます。

○委員（中村満雄君）

ということは、他府県とか他市町村でそういったことをされていることを、そういったこともこの委員会の会議の中で議論されるであろうと、そういったふうに理解していいですか。

○指導事務G長（長濱信博君）

いろいろ議論される中に入ってくることはあり得るというお答えになるかと思えます。

○委員（木野田誠君）

先ほどプールが7か所あるということでしたが、これは温水プールが7か所ということでしょうか。場所を全部教えてください。

○スポーツ振興G長（野辺貞孝君）

福山につきましては夏場だけですので、これは温水ではございません。それから、国分が25mと50mプール二つございます。隼人が25mのプールがございしますが、これはもう全て温泉と井戸水です。それから松永の奥のほうに、テニスコートの横ですが、健康プールというのがあります。これは100%温泉です。横川に上りまして横川温水プールがございします。これはボイラーで沸かしていますので、普通の水を沸かして温度を保っているという状態です。それからB&G海洋センターというのがありますが、現在は水だけでございしますので、夏場だけの開館ということでございします。

○委員（時任英寛君）

いじめ対策でございします。今回、霧島市いじめ問題対策委員会の委員を8名選任するということでございます。私が議員になりましてから、もう25年が経とうとしております。ずっとこのいじめ問題というのはあるんです。様々でこういう協議会ができてまいりました。ただ、尊敬している学校教育課長が当時おられました。その方は、自治体の教育長までされた方でもございましたけれども、結局、著名な方々があつたこうだと、2時間も3時間も部屋にこもってお話をし、解決できる問題ではないということをおっしゃっていました。やはり、学校現場だったり家庭であつたり地域であつたり、本当に実行性のある政策・施策というものを行わない限り、答申書とか報告書は立派なものではできても、このいじめ問題の解決にはつながらないということ、これは委員会でお話をされていたのを記憶しております。そこでお伺いしたいのですけれども、やはり学校の現場の先生方が、それだけ子供たちと一緒に身近な存在として、学校生活を送っていかれるかと。そしてまた、地域家庭に帰ってからも、しっかりとサポートができるのかという部分が大事ではなかろうかと思うのです。ところが今、学校の先生方は非常に忙しすぎて、小学校等に参りましても休み時間、昔は先生が子供たちとよく遊んでおられました。今ほとんど子供たちだけです。小学校も夕方になりますとスポーツ少年団の練習が入ってきますけれども、ほとんど指導者は外部の方でございまして、保護者を含めて地域の方でございします。先生方は何をされていらっしゃるかと。当然、スポーツ少年団はまた別の任意の団体でございしますので、学校の先生方が関わりを持つということはないわけでもございしますけれども、要は仕事が溜まっていて、ずっと学校にこもって、夜も本当に8時、9時、10時まで電気が点いている。こういうところから改善をしないと、なかなか子供たちの実情を踏まえた、根本的ないじめの解決にはつながらないと認識をするんです。学校教育課長、初めましてと言えおかしいんですけども、そこが霧島市においても、旧国分市でありましたけれども、いじめが原因で自殺もございました。そういう歴史を踏まえて、確かにこういう委員会というのを立ち上げるというのは非常に大事なことなんですけれども、もう一回原点に帰っての取組というものを徹底していただき、やはり先生方と保護者と地域がどれだけ真剣に議論していくかという場のほうが、私は重要ではなかろうかと。今回の委員会を否定するわけではございませんけれども、ただ、ここで出たいろんな結果が、報告書等に出た結果が個別具体的に実践されていくかというのが、非常に疑問に思っております。それも踏まえて今後の取組というのは、それは確かにこの霧島市いじめ問題対策委員会の取組は取組として、ただ、教育委員会や学校教育課としてどのような考え方でこのいじめ問題に取り組んでいかれるのか、その決意をお知らせください。

○学校教育課長（室屋正俊君）

今、委員のほうから御指摘のあつたとおりであると、私も思います。実は、前任はある小学校の校長をしておりました。3年間の校長の経験の中で、一番大事にしておりましたのは、保護者とか地域の方との交流でございました。子供たちが家庭に帰ると、やはり地域の方や保護者がしっかりと子供たちを見てくださらないと、学校教育にも大きな影響があると考えて、早寝・早起き・朝ごはんをとにかくしてくださいと。子供たちと一緒に御飯を食べて、いろんな話をしてくださいというのをお願いしてました。今、委員がおっしゃられたように、学校の責務は学力向上でございします。まずは、教員はしっかりと自立できる子供たちを育てていくと。そして家庭やPTAの方、地域の方と一緒に子供たちの健全育成に取り組んでいくということでございします。教員が多忙

であるということを言い訳にして、子供と向き合う時間を削ってしまうのは、私はよくないと思っております。教員はプロでございますので、プロとしての誇りを持って一生懸命取り組ませたいと思っております。ただ、保護者、地域の方々も一緒になって、また取り組んでいただくのが、この霧島市の子供たちの将来のためにもなるかなと思っております。いろんな所で、例えば自治会であるとか子供会であるとか、いろんな所で組織離れが議論されておりますので、教育委員会のほうとしましても、これからまたいろんなところで頑張っていきたいと思っております。答えになっているかどうか分かりませんが、以上でございます。

○委員（時任英寛君）

あと、携帯電話の件で申し上げておきたいと思っております。これはもう小学生から携帯電話を持つようになっております。実際の話が、必要ないものであると認識はするんですけども、防犯上のことやらありまして、その家庭の事情によりまして持たせているようでございます。ただ、それを使った一つのそのツールにおいて、いろんな問題が新たに発生していく、いじめであったり不登校であったりというのを。これはやはり重要視しなければならないと考えております。そこで、学校の各学級の連絡網がございますよね。これは、各学級ごとに作られるんですけども、部活動等の連絡網が携帯の連絡網で作っているところもあるというのも聞いております。実際、私の娘も高校生でしたけれども、全部携帯で回ってくるんです。娘は携帯を持っていないものですから、連絡が別なところから飛んでくると。そういう支障がありました。したがって、個人情報保護というものはあるんですけども、そういうものにつきましては固定電話を中心としたもので組み立てていただきたい。携帯であれば、子供たち同士でやりとりをして済ませてしまうと、家の電話に来ますと、子供が出ないときはお父さん・お母さんが出て、その内容をしっかりと認識をしていくということですので、子供の生活というのを知る上でも、こういうことから始めたらどうなんだろうかということで、元の形で固定電話での連絡網というのを、各部活動でもしっかりと構築するということも大事ではなかろうかと考えておりますので、この辺りも十分検討いただきたいと、要望いたしておきます。

○委員（池田 守君）

文化振興課に対する質疑がないようですので、一、二点お聴きをしておきます。イチイガシの樹齢は推定何年くらいですか。

○文化振興課長補佐（鈴木順一君）

樹齢は約700年としておりますけれども、実際は場所によっても大きさが違いますので、若干のずれがあるかもしれませんけれども、市としましては大体700年前後というふうな形にしております。

○委員（池田 守君）

今後、樹木医による診断を実施した上でということですが、よくこんな古木になりますと、中が空洞になっていて倒壊の危険性が多いというの、最近また街路樹等でもそういった問題が指摘されておりますけれども、万が一これがそういう空洞等がひどくて長寿命化ができないという場合は、伐採ということも考えられるのでしょうか。

○文化振興課長補佐（鈴木順一君）

先ほど、課長のほうから説明がありましたように、今回の分も含めてですけども、定期的な樹木医による検査は行っているところでございます。今後も、ほかの町での事例もございまして、これについては十分気をつけながら行っていきたいと考えております。

○委員（前川原正人君）

先ほど保健体育課長の説明で、今回プールの緊急性が出てきたということで、こちらを優先的にやられるということで理解をするわけですが、この説明の中でおっしゃっていた、当初予定していた国分運動公園の陸上競技場のユニバーサルデザイン化の改修をやらなくて、プールの改修のほうに予算を回したということなんです、そうしますと、このユニバーサルデザイン化の改修工事というのは、後々になっていくわけですよね。その部分については次年度以降になるのか、それとも

早くても9月の補正予算での対応になるのか、その辺の今後の予定、推測でしかこちらは言えないのですが、どういうふうにお考えですか。

○スポーツ振興G長（野辺貞孝君）

この事業は25年度から始まっておりまして、今、国分陸上競技場のメインスタンドの耐震の診断をしております。これが大体8月くらいまで掛かります。そして9月になりますと、耐震診断ですから補強工事をしないといけないというようなことになって、その計画の業務委託ということに9月からなるのではないかと思います。その上で、その計画ができ上がってからユニバーサルのはうはデザイン化されていくということになりますので、少し、今すぐ工事発注をしなくてもいいという予算が1億4,000万円ありましたので、そこから2,000万円を流用したということでございます。

○委員（前川原正人君）

もう一点は、先ほどのプールの関係で、温泉だったり井戸だったりボイラーだったりとかいうことで、私がお聴きしたいのは、温泉の場合は自噴をするので、温泉の温度の管理はやり易いと思うんですけども、国分総合プールと同じような形での施設というのはあるのですか。

○スポーツ振興G長（野辺貞孝君）

横川温水プールが同じような形態でございます。ボイラーで沸かして、外気温と水温と一定に保つという、国分の今回見ていただいた25mと同じようなものがございます。

○委員（前川原正人君）

お聴きをしたのは、横川のプールの場合は、人が帰るときにシートを水面に張って、温度が低下しないように管理をするというふうなことをお聴きをしたことがあるんです。ですから、国分の場合もそういうやり方を実際やられているわけですか。

○スポーツ振興G長（野辺貞孝君）

現在やっておりません。それは、上からのその空気を下に下ろすという、ああいう設備が非常に機能的に整っていて、水温の低下をすぐ上げるボイラーが2基あるということ。設備的に非常に整っていたということからです。しかし、今回冷え込みが強いか、なかなか外気温が上がらないというときには、そのシートにつきましては、保健体育課の既定の予算の中で購入をして、シートを引いて帰って、一晩で2度ぐらいの温度の落ちを防ぐことができる立証が出ておりますので、そういうことも保健体育課、指定管理者とで考えていきたいと思っております。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので教育部関係の質疑を終わります。

「休憩 午後 0時05分」

「再開 午後 0時55分」

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を行います。ここでまず、安心安全課から発言の申し出がありますので、許可します。

○安心安全課長補佐（有満孝二君）

午前中の総務部の審査の中で、現存する特殊地下壕の数が88ということございました。その中で、新橋委員のほうから88の所有者の内訳を、ということございました。そのことについて回答させていただきます。88の現存する地下壕のうち、個人の所有が86か所、市のほうの所有が2か所となっております。なお市の所有の2か所につきましては、国分上井と溝辺町麓のほうになります。この2か所とも入口のほうは、鉄板ないし木材等で塞いであるということを確認しているところでございます。

○委員長（前島広紀君）

次に、企画部関係の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○企画部長（中村 功君）

議案第43号、平成26年度霧島市一般会計補正予算（第1号）のうち、企画部関係の概要につきまして御説明申し上げます。今回の企画部関係の補正予算は、共生協働推進課の共生協働推進費に関する補正でございます。内容につきましては、共生協働推進課の共生協働推進グループ長が御説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○共生協働推進G長（宮田久志君）

[補正予算説明資料に基づき説明]

○委員長（前島広紀君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（新橋 実君）

この上井の集会施設については、これまでも耐震診断の設計業務委託でずっと不調になっているわけですね。今回、標準業務日数を出すことによって成立すると思うわけですが、今後はそういう形になるのかどうか、確認をしたいと思います。

○建築G長（侍園賢二君）

日数については発注時期、いつからやるかというのが、この前の一般質問のときに、上原総括工事監査監が答弁しましたけれども、いつからそれを開始するかというのがまだ決まっていないので、いつ委託業務を発注するかという日にちによって異なってくると考えられます。

○委員（新橋 実君）

そう言われますけれども、これを出さないことにはなかなか決まらないんですよね。この間、上原総括工事監査監も言われていましたけれども、鹿児島県、鹿児島市、関係他市ですね。薩摩川内、鹿屋市、出水市もそうでしたけれども、出しているわけですので、これを出すことによってスムーズに業者も決まっていくわけですから、そうすることによって後の仕事もどんどん決まっていくわけですよ。企画部長、そういう形でぜひとも早目に標準業務日数を出して、入札をしていただきたいと思いますのでどうかよろしくお願いします。

○委員（前川原正人君）

今回、635万円ということで予算計上をされていらっしゃるわけですが、国分上井多目的集会施設の部分については、耐震補強工事をやるための委託料ということで、そのほかは耐震補強の計画の委託業務ということになるんですが、このほかの515万円の国分上井以外の所の今後の予定、いわゆる計画が出て、次は実施改修になると思うんですが、どのように事が運んでいくのか、計画等をお示しいただけますか。

○建築G長（侍園賢二君）

本年度この補正予算を組みまして、補強計画を策定させていただきます。その後、26年度の策定業務の結果を見て、27年度に工事の改修、どの程度の改修になるか補強計画を立てないと分かりませんが、その内容によって27年度に改修を行っていきたいと考えています。

○委員（新橋 実君）

今回は、国分地区のこの集会場は耐震改修の業務委託ということになっているわけですが、このほかの地域もいろいろあると思うのですが、ほかにこの耐震改修に引っ掛かった所はないのか、確認をしておきます。

○共生協働推進G長（宮田久志君）

こちらで把握しているのは、指定避難所が全体で157か所ございます。うちの企画部管轄が16か所ございまして、それぞれの担当課のほうで所管しておりますので、こちらのほうでお話できるのは企画部所管の16か所の部分だけになります。

○委員（新橋 実君）

16か所ということですが、今ここに5か所あるわけですが、企画部関係はこれで終わり

いうことでいいですか。

○共生協働推進G長（宮田久志君）

今回のこの計画で終了となり、ほかの所は実施済みでございます。

○委員（中村満雄君）

耐震基準を満たさないとの判定ですが、この耐震基準というのはどの程度の地震の規模なのか、それと過去、霧島市で発生した地震の規模との比較とか、そういったところを教えてください。

○建築G長（侍園賢二君）

今回、耐震診断を行いまして、その結果が耐震性が低いということになっています。どの程度の地震に用いるかということ、はつきり分からないんですけども、56年5月31日以前の建物について今、構造の関係の建築基準法が変わったので、それに見合うかどうかの診断を行っております。建築基準法が国民の生命と財産を守るということになっておりますので、今回改修した後においては、財産・建築物を守ることはできると思うんですけども、今の段階では耐震性がないということですので、どこまで大丈夫かどうかということがはつきり分からないんですけども、基本的に今すぐ壊れるということはないと思います。ただ地震の状況においては耐震性がないわけですから、心配な部分だと思います。

○委員（中村満雄君）

ちょっと理解しづらいんですけども、例えばマグニチュードなんぼとか、それには耐えられるんですよ。それに耐えられる耐震基準でもって診断するのではないんですか。ただ、建築基準法うんぬんではなくて。例で言ったら、東北地方の三陸沖地震、あれに耐えられるんですよとか、そういったものがあつての診断じゃないんですか。

○建築G長（侍園賢二君）

改修した後につきましては、震度7程度の地震が発生しても大丈夫だと考えております。

○委員（中村満雄君）

だから、先にそれを。震度7に耐えられるような改修計画を立てるんだと。それで、震度7に耐えられない施設が、例えばこの5施設だったという理解でいいのですか。ということは、ほかの施設は震度7の地震には耐えられると、そういった理解でいいんですね。

○建築G長（侍園賢二君）

耐震診断をして耐震があるというもの、そのあと耐震補強工事をしたものについては、耐えられるということによろしいと思います。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで企画部関係の質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休憩 午後 1時03分」

「再開 午後 1時10分」

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、保健福祉部関係の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

議案第43号、平成26年度霧島市一般会計補正予算（第1号）の保健福祉部関係につきまして、その概要を御説明申し上げます。予算説明資料は4ページでございます。予算に関する説明書は、歳入が12から13ページ、歳出が22から23ページでございます。今回の補正予算は、高齢者福祉の分野におきまして、社会福祉法人等が行う介護基盤整備等に対する補助に要する経費を計上いたしております。詳細につきましては、担当課長等が説明を致しますので、よろしく御審議賜りますようお願い

い申し上げます。

○長寿・障害福祉課長（小松 太君）

[補正予算説明資料に基づき説明]

○委員長（前島広紀君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（新橋 実君）

今回、介護拠点整備、既存施設のスプリンクラー整備、防災改修、開設準備経費と1か所ずつ見ているんですけれども、スプリンクラーとかこういうものについては、ほかの施設でもいろいろあると思うわけなんですけれども、これは国の補助事業で100%補助なんですけれども、これは誰か手を挙げてされたのか。それとも市のほうからお願いしたのかをお伺いします。

○長寿・障害福祉課長（小松 太君）

消防法で義務付けられた所は当然やっていくということで、これまでも補助事業で行ってまいりました。現在出ている分は、消防法に規定しない部分でございまして、手を挙げていただいた所を計画しております。

○委員（新橋 実君）

100%ですから、ほとんど手を挙げてもらいたいわけですね。実際、介護施設であれば、なかなか身動きができない方も結構いらっしゃるわけですから、そういった所にスプリンクラーでもあれば、もし何かあったときには、そこである程度対応できるわけなんですけれども、そういった施設というのは建物の規模もあると思いますけれども、どれくらいあるのか把握されていますか。

○長寿・障害福祉課長（小松 太君）

スプリンクラーを設置すべき部分では、これまでに申請を受けたり個々に着けていただいたりして、グループホーム等が24か所ありますけれども、全て設置されておまして、小規模多機能居宅介護施設につきましては義務付けもないのですけれども、要介護度が3以上になった方が宿泊される場合は付けたほうがよろしいかということで、御指導等を行ってございまして、ほとんどそういう泊まりの方いらっしゃる場合は付いております。そこに来ただけで、泊まりがない場合は付けていらっしゃらないのが現状です。

○委員（新橋 実君）

ということは、ほとんどが付いているということであれば、今回この1か所だけが付いていなかったということで理解してよろしいですか。

○長寿・介護G長（住吉謙治君）

今回のスプリンクラーの整備につきましては溝辺町にあります、ふもとの家という小規模多機能の整備ということになりますけれども、ほかにも民家改修でやっている所が1か所、姫城の家というのがあるのですが、そちらのほうはまだ付けていないということになります。

○委員（新橋 実君）

ということは、姫城の家についても今後、要請があればやるということでよろしいですか。

○長寿・介護G長（住吉謙治君）

姫城の家につきましては、そこで民家改修で造っておりますので、将来的に老朽化してまいりますので、そこで付けてしまうと次ができなくなってしまうということもあるので、今、姫城の家のほうでは別な所に移転の計画もあるようでございまして、当分そこは設置がないということになると思います。

○委員（前川原正人君）

先ほどの説明で、具体的にハード事業分が介護予防拠点の整備が1か所と、既存施設のスプリンクラー等の整備が1か所と。予算説明資料でいくと4ページになりますが、2,160万円は開設の準備のための経費ということで理解できます。その上の県補助の介護基盤緊急整備特別対策事業費、これも100%補助ということですが、配分の金額はどうなるのですか。仕分けというか、1か所ずつと

いうことにそれぞれなっているわけですが。この配分は、どういう金額になるのですか。

○長寿・障害福祉課長（小松 太君）

配分と申しますか、ハード事業分につきましてはそれぞれの施設改修であったり、1施設に対して幾らという金額が設定されております。ハード分と言いますと、介護拠点の先ほどの設置が1施設750万円というような設定がしてございます。それと、スプリンクラー等の設置につきましては、1㎡当たり9,000円の単価で、当該施設が170㎡のために153万円、それと自動火災報知設備の設置で100万円、それと消防署への火災報知の設置で30万円というような金額が出て283万円というふうになっております。それから防災改修等につきましては、改修で1施設650万円という金額が入っております。2施設分ということです。ソフト事業につきましては、1床当たり60万円の金額がついておまして、一方が29床、もう一方が7床、1,740万円と420万円というふうになっております。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで保健福祉部関係の質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休憩 午後 1時20分」

「再開 午後 1時22分」

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、農林水産部関係の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○農林水産部長（馬場勝芳君）

今定例市議会に提案しております議案第43号、平成26年度霧島市一般会計補正予算（第1号）の農林水産部の総括について御説明申し上げます。今回は、農林水産業費として6,139万6,000円の補正をしようとするものであります。主なものとして、農政畜産課では、農業総務費で「各種農業関連施設管理事業」、農業振興費で「農業振興総務管理事業」、ほか3事業に要する経費と畜産業費で「畜産基盤再編総合整備事業」、ほか1事業に要する経費です。耕地課では、農道及び用排水路整備事業費で「農業・農村活性化推進施設等整備事業」に要する経費です。林務水産課では、漁港管理費で「漁港管理事業」に要する経費です。詳細につきましては、各担当課長がそれぞれ説明を申し上げますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○農政畜産課長（桑木治夫君）

〔補正予算説明資料に基づき説明〕

○耕地課長（島内拓郎君）

〔補正予算説明資料に基づき説明〕

○林務水産課長（石原田稔君）

〔補正予算説明資料に基づき説明〕

○委員長（前島広紀君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（木野田誠君）

まず、農業・農村活性化推進施設等整備事業で、乗用型摘採機2台を購入予定になっておりますが、一方は828万円、一方は830万3,000円、この値段は何で違うのか教えてください。

○農政畜産課長（桑木治夫君）

今ございました農業・農村活性化整備事業の乗用型摘採機、片方は828万円、片方は830万3,340円ですが、この福永製茶の828万円は、まず消費税抜きだということと、それぞれの見積価格によって予算計上ということになっておりますので、機械会社がちょっと違うということがありまして、ここの見積額も若干違っているということのようでございます。

○委員（木野田誠君）

メーカーが違うわけですね。そうすると、福永製茶のほうは消費税が入ってないんですか。片一方は消費税が入って、片一方は消費税が入ってないというのは、おかしいんじゃないですかね。

○農政畜産課長（桑木治夫君）

この補助事業の額につきましては、事業主が消費税支払い者であれば、消費税抜きと、消費税支払いでない場合は、消費税まで補助事業の対象になるという決まりもありまして、その形でしております。

○委員（木野田誠君）

これはいわゆる2分の1事業ではないですよ。3分の1の補助金ですよ。その消費税のこともちょっと分かりにくいんですが、もう一回説明ください。

○農政畜産課長（桑木治夫君）

事業実施主体が、消費税を払われる方ですと補助事業については消費税分は入れないということになっておりますので、元額に入れないと。例えば828万円、これは消費税抜きですが、これに対しての3分の1と。それで、消費税分が828万円に対して66万2,400円でございますが、これは事業主が3分の2とプラス消費税分を支払うという形になっております。消費税支払い者でない方は、元々の事業費に消費税を含んで、その3分の1が補助金という形になっております。

○委員（木野田誠君）

福永製茶は毎年の消費税を納めていると。山下茶生産組合のほうは毎年の消費税を納めてない所得までだというようなことですね。分かりました。次に、活動火山周辺地域防災営農対策事業について、その有限会社霧島中央製茶の乗用型摘採前洗浄機1台等の整備プラス貯水タンクというような説明がありましたが、これの別々の単価を教えてください。

○農政畜産課長（桑木治夫君）

乗用型摘採前洗浄機につきましては、800万円、それから貯水施設の用水疎水施設が800万円、貯水タンクが593万円の事業費ということでございます。

○委員（木野田誠君）

それでは、この件とそれから先ほど質問した件ですけれども、この霧島中央製茶が買おうとしている機械は、前の2件と違うという話でしたが、どちらの機械と同じメーカーですか。また、その機械は一致するのであれば、同一機種ですか。

○農政第1G長（山下 晃君）

会社は一緒ですけれども、機種が違います。

○農林水産部長（馬場勝芳君）

メーカーのほうは松元機工と一緒にございますが、型式が福永製茶のほうはMCT12FSという型です。それと霧島中央製茶のほうは、型式がMCW10-Bということで型式が違いますので、やはり機械単価が変わってくるということです。

○委員（木野田誠君）

分かりました。今、このメーカーが松元機工ということでありましたが、仮にこれが同じ機械、今後またたくさん機械の購入が増えてくると思うんですが、同じ機械で型式も一緒であった場合、この補助金絡みの機械の値段の交渉、これはそれぞれの購入者である事業主体がやるんですか、それとも補助金絡みですから、農林水産部のほうでやられるのか。

○農政畜産課長（桑木治夫君）

入札という形でやっております。本来ですと事業実施主体が行うということなんですが、なかなかできないところもあるということで、事務委託という形で、こちらのほうに委託をされて入札の準備等はこちらのほうでしているということでございます。

○委員（木野田誠君）

それでは、事業主体によって、同じ機械の値段がそれぞれ違うということはある得ないと。それ

ともう一つは、2台以上買う場合は、安いほうの金額で落ちるという認識でよろしいでしょうか。

○農政畜産課長（桑木治夫君）

そういうことでいいと思います。

○委員（新橋 実君）

農業振興費の中の福山の佳例川地区に集落自立再生対策費が出ているわけですが、この内訳をお伺いします。この集落自立再生対策費529万2,000円の中身を教えてください。

○農政畜産課長（桑木治夫君）

集落自立再生対策費は529万2,000円ですが、その内訳としまして地域再生事業ということで48万6,000円、これにつきましては地域づくりの調査研修、講師による地域再生のための指導・助言というようなことでございます。それと特産品開発販売促進PR事業、こちらが190万円でございます。地域の特性に合った特産品の調査研修を実施するとともに、パッケージ開発等を行って、PR活動に取り組むということでございます。それから地域交流拠点事業ということで、145万8,000円、地域特有の自然的環境、文化的資源、産業的資源などの諸資源を再評価し活用するためのイベントマップとか、横断幕等の作成や看板の作成等を行うということでございます。それと、鳥獣被害防止事業で144万8,000円、イノシシによる農作物への被害防止を図るために、箱罾を設置して、鳥獣被害の軽減に努めるとうことで、この4つの事業ということでございます。

○委員（新橋 実君）

これについては、なかなか地域の方だけでは難しいと思うんですけれども、市の職員の関わり方というのはどういうふうな形になるのか、それともほかに専門の指導員とかいう方が関わるのか、その辺をお伺いします。

○福山総合支所産業建設課長（平原一幸君）

事業主体が自治公民館になっておりまして、専門分会ごとに一応役割分担をしておりますので、中心的には自治公民館のほうでやられて、アドバイスがあれば私ども行政あるいはJA等が協力するというような事業でございます。

○委員（新橋 実君）

JAと市の職員が携わるということですが、今までこういったことをやったことはあるんですか、市のほうで。今回のこの集落自立再生対策費というのが出ているわけですが、これは今までもこういったのは出たことはあるんですかね。

○福山総合支所産業建設課長（平原一幸君）

これは国庫の事業で100%ですので、今まではこういった事業はしていないというふうに理解しております。

○委員（新橋 実君）

なかなか地元の自治公民館の方だけでは難しいと思うわけですね。その中にはやっぱり今、言われたようにJAの方、市の職員の方がしっかりと、いろんなお書物もあると思いますけれども、やっぱりそういった形で携わっていただいて、しっかりとしたものを作り上げていかないと、補助金の返還とかなるとまた大変ですので、そういったことを要望しておきますので、よろしく願いします。

○農政畜産課長（桑木治夫君）

ちょっと補足してですが、佳例川地区におきましては、県単事業で平成24年、25年度に地域でそういう活動をされていまして、鹿児島大学の農学部と共同していろんな活動をされていると、その中で提言とかあって、それでマーケティング戦略をとということで米を売り出そうかというような話があって、今この国庫補助事業になっているものと思います。

○委員（厚地 覺君）

今の関連ですが、この箱罾が144万8,000円ですか、3万円にしても50基なんです。相当な量だと思えるんですが、それに、特産品の開発ということが書いてありますけれども、ジビエ

料理でも作る、ジビエの肉でも加工施設の関連があるんですか。

○福山総合支所産業建設課長（平原一幸君）

まず、鳥獣被害用の防止事業での箱罫につきましては、20基購入という形をとっております。それから特産品の開発販売につきましては、先ほど説明ありましたように佳例川の源流米というのがありまして、それと昨年12月にイモのほうでの開発ということで、蔓無源氏のほうを今、開発しております。こういった部分でこの事業をしようかというような計画でございます。

○委員（厚地 覺君）

20基というのは、見積りの高いほうを取ってやっていると思うんですね。だからそれだけ数を取ろうと。20基が恐らく50基以上になると思うんですけども、この中で過疎地域と過疎集落とありますけれども、過疎地域と過疎集落はどう違うんですか。

○福山総合支所産業建設課長（平原一幸君）

私どものこの事業につきましては、過疎集落等ということで、佳例川地区の自治公民館が事業主体になっているんですが、ここに10自治会というのがありまして、こちら合わせてこの過疎集落等の再生事業ということで取り組んでいるところでございます。

○委員（厚地 覺君）

ちなみに霧島市で過疎集落というのは、どのくらいあるもんですか。

○農林水産部長（馬場勝芳君）

農林水産部のほうでは過疎集落というのは、霧島市全体では把握しておりません。

○農林水産政策課長（木野田隆君）

この過疎種落等の自立再生対策事業というのが、いわゆる過疎地域に指定されているところ、若しくは山村振興地域等に指定されているところの団体や、そういった自治会を含めた団体等が申請するような事業ができるということでの事業でありまして、昨年は霧島地区のほうで山村地域ということで、この過疎集落等の自立再生対策事業を使って、文字岩の遊歩道整備とか、そういったものを行ったというような実績もあります。ですので、これについては横川・牧園・福山の過疎地域プラス山村振興地域である霧島地域への自治会及びまちづくり団体等が申請するような事業については、できるということで、当然牧園のほうでもできるというふうに思います。

○委員（中村満雄君）

耐震診断についてお伺いしますけれども、耐震基準、どれだけの地震に耐えられるかということをするんですか。聞かせてください。

○委員長（前島広紀君）

それは先ほどありましたのでいいんじゃないですか。違うところを質問していただけますか。

○委員（中村満雄君）

耐震の計画作成のための予算がここの場合、三つの施設で337万円、1施設当たり112万円ですよ。ところが、企画部所管の共生協働推進費ということで、自治公民館のそういった所では5施設で、1施設が約103万円なんです。10万円違うんです。それは見積りを、計画を出させる業者が違うからと言ったらそういったことかもしれませんけれども、理由が分かりましたら。

○農政第1G長（山下 晃君）

建築住宅課のほうからそういった積算の資料を頂いておりますので、その中で今、おっしゃられます新町のほうが121万1,000円、野口のほうが112万5,000円、広瀬のほうが121万1,000円、今、おっしゃられますように別に国分上井多目的集会施設等は103万7,000円となっております。各施設によって金額が若干異なっているようです。

○委員（木野田誠君）

先ほどの乗用型摘採機の件についてお伺いしますが、3分の1補助の農村活性化推進施設等のこの事業を、これを降灰対策のこっちの事業に振り分けられなかったんですか。

○農政第1G長（山下 晃君）

現段階では、農業農村活性化のほうが乗用型摘採機なんですけれども、降灰事業のほうは摘採前洗浄機ということで事業がなっておりますので、そういったことですみ分けといたしますか、こちらのほうではできなかったということでもあります。

○委員（木野田誠君）

摘採前の洗浄、摘採機はちょっと高くなるわけなんですけれども、この福永製茶の分と山下茶生産組合の部分は、どっちかという洗浄機が付いたほうが得じゃないかなと一般的に思うんですけれども、個々の都合でそういうふうになったんですかね。例えば、活動火山のほうを使っても自分の負担金は安くなる、もちろん国庫の事業で買えるというところはあるんですけれども、その辺の誘導の仕方というのはされなかったのか。

○農政畜産課長（桑木治夫君）

その活動火山周辺事業の摘採前洗浄機ですが、これについては降灰ですので、灰が降ったのを洗浄するというので、灰を洗い落とすということです。その前の農村活性化推進事業につきましては、普通の摘採機ですので、洗浄機ではございませんので、活動火山のほうには持っていけないという形だと思います。

○委員（木野田誠君）

ですから、この活動火山のほうの機械は、灰を落としながら摘採ができるわけですよね。それで、農村活性化のほうは摘採するだけというような形ですよね。

○委員長（前島広紀君）

しばらく休憩します。

「休憩 午後 2時18分」

「再開 午後 2時19分」

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○農政畜産課長（桑木治夫君）

摘採前洗浄機につきましては、あくまでもタンクが付いておりまして、洗浄するだけと、今の事業の中ではそういうことです。国庫補助の中で今、言われます、前に灰を落とす機械が付いて、後で刈っていくという機械も今、できているということですが、この補正の時点では、県のほうでは認めていないということがあったものですから、6月補正については、こういう形でそれぞれ洗浄する分と摘採するのは別な機械ということでございます。

○委員（木野田誠君）

この補正を出されたときには、前にブラシが付いて灰を落として摘採をする機械は、まだ補助対象にはなっていないということですね。[「はい」と言う声あり] 分かりました。

○委員（新橋 実君）

確認なんですけれども、今、言われているこの農業・農村活性化推進施設整備事業の中で、この事業主体が個人やら組合やらあるわけですよね。こちらの火山活動のほうもあるわけなんですけれども、これの補助要件というのはどういうふうな形になっているのか、誰でもかかれても同じ3分の1、こっちは65%になっているわけなんですけれども、そういうふうな形で出るのか、そこをちょっと確認させてください。

○農政畜産課長（桑木治夫君）

補助要件としましては、1法人か、法人でない個人の場合は3戸以上という形になっております。

○委員（新橋 実君）

この霧島製茶とか、事業主体がありますけれども、この霧島製茶というのは3戸以上なんですか。

○農政畜産課長（桑木治夫君）

3戸でございます。

○委員（新橋 実君）

分かりました。せっかく新規事業が出ていますので、こちらのほうで確認したいんですけども、強い農業づくり交付金事業ということで、今回、新規事業ということで、こちらのほうでも新しいのが出ているわけです。この農事組合法人イザナギですか、これが525万5,000円、半分の補助ということで、先ほど全額補助ということ言われましたけど、これは補助金は半分ですよ。

○農政畜産課長（桑木治夫君）

事業費の2分の1の95%と、ちょっとややこしいですけども、そういう形になっております。

○委員（新橋 実君）

このイザナギのメンバーとか、年齢層とか、その辺はどういうふうな形になっていきますか。

○牧園総合支所産業建設課長（白石耕二君）

イザナギの組合員が27名でございます。年齢層は把握しておりませんが、一番若い人が45歳というのがあります。高齢者はちょっと把握しておりませんが、70代から80代はいらっしゃると思います。

○委員（新橋 実君）

だいぶ前からされているのかなと思うんですけども、現在どの程度の運営をされているのか。どれくらいの耕作をされて、どういうふうな形で売上げを上げていらっしゃるのか、その辺は分かれますか。

○牧園総合支所産業建設課長（白石耕二君）

水稻の作付けが550 a、これは25年度の実績でございます。農協出荷、直接販売で2万4,750kg、販売価格で437万4,000円でございます。加工用米が160 a、農協出荷で7,200kgでございます。販売実績で140万7,000円、あとソバ50 a、サトイモ80 aでございます。

○委員（新橋 実君）

これは27名でこれだけ作っていても、なかなか太刀打ちいかないのかなと思うんですけども、もちろん専属ではないんですよ。何か仕事をされていてやっていたらっしゃるということですよ。

○牧園総合支所産業建設課長（白石耕二君）

組合員はほとんどが兼務、専業は新規就農者が一人おられて、この方は専業でございます。

○委員（前川原正人君）

予算説明資料の5ページで福山の佳例川地区ということで、850万円予算計上をされているんですが、全体で定額850万円ということで、地域活性化策の一つだというふうに理解をするんですけども、例えば計画書とか、そういう補助事業を実施する上でのいわゆる、こういう補助が出た、よかったよかったというのは、確かによかったんですけど、本来の事業となると活性化と同時にやはり転ばしていくというんですか。ただよかった、よかったではなくて、例えば極端な話をすると、その計画書はどういうふうになっているのか、販売の販路をどういうふうにしていくのか、その目標額をどのようにしていくのかとか、そういう詳細部分については計画書等には出てはいませんか。

○福山総合支所産業建設課長（平原一幸君）

まず、営農組織体制の構築ということで、ある程度の組織はできております。農地保全を目的に、生産物に付加価値を付けるというようなことで、先ほど申し上げました佳例川の源流米というのを現在作っておりますが、まだ低温貯蔵庫等がないということで、ある時期しか売上げはないということで、1年間これをフルに使って売上げを伸ばしていこうという計画がございます。その中で、特産品開発をはじめとする佳例川活性化プランというのを現在、作りつつあるということでございます。あと、先ほど申し上げました、佳例川の源流米につきましては、昨年、地元の企業との中で白米の5 kg を100袋売るということで、そういった米の販売ルートっていうんですか、そういった部分を広げつつはあります。それともう一つ、焼酎のほうの関係も、昨年12月ですから、まだ販売ルートまではいきませんが、そういった部分も開発しながら、佳例川の自治公民館の名を売るといふ部分もあります。それと、こちらの地域につきましては、神社が二つありまして、飯富神社のほ

うでの春のお田植祭あるいは秋の収穫祭，それから羽山神社の耕作の安全祈願をする，羽山まつり「農舞台」というのがあるんですけれども，こういったところの交流といいますか，地区外の人たちとの交流の中で販売を広げていきたいという計画も持っております。

○委員（前川原正人君）

大体理解はできました。それともう1点は，施設整備事業費で320万8,000円，これは米の低温貯蔵庫の整備ということで，問題はどこに置くかということが出てくるんですが，それはどこを予定されているのか。それと，もう一つは管理責任，ややもすると，うやむやにこういうのがなるということはないと思いますが，その可能性もなきにしも非ずですので，その辺についてはどういうふうにされていくのか，お聴きをしておきたいと思います。

○福山総合支所産業建設課長（平原一幸君）

この予算の中での施設整備事業につきましては，低温貯蔵庫を3機，それから設備改修ということで，電気回線等も含めまして320万8,000円を予定しております。場所につきましては現在のところは，旧消防車庫というところを計画しておりますが，場合によっては，旧佳例川小の給食センター跡も今のところは視野に入れていただいております。それからの低温貯蔵庫につきましては，1機当たりもみで大体108俵入りますので，反当にしますと，60aぐらいの，それを3機ですから1町，大方2町近くのもみが確保されるというようなことで今，計画で上げているところでございます。管理につきましては，先ほど言いました部会を作っており，米部会の部長も今現在，決定しておりますので，米部会を中心に管理をさせたいというふうに計画しております。

○委員（前川原正人君）

6ページの資料のほうで，活動火山周辺地域防災営農対策事業ということで，有利な補助事業というふうに理解をするんですが，これは桜島降灰のほうというふうに理解をしておりますか。それとも新燃岳もあり，二つあるわけですが，どちらの側の補助事業ということで理解をしたいと思いますか。

○農政畜産課長（桑木治夫君）

桜島の降灰でございます。

○委員（前川原正人君）

大体，降灰対策の事業というのは，一つの基準が，1㎡当たり2,000g降ったときに激甚指定というふうになっているんですね。大体75%ないし85%ぐらいが激甚指定の補助率ということになっているんですけれど，この65%となるのは，激甚ではないけれど，降灰対策の事業としては乗せられるというからこそ，乗っているわけですが，その辺の法的根拠はどうなっているのか，お聴きをしておきたいと思います。

○農政畜産課長（桑木治夫君）

すみません。その何ミリ以上というところまでちょっと資料がないんですが，市内全域降灰事業ができるということで，激甚地区が福山のみで75%，ほかのところは一般ということで65%ということでございます。

○委員（新橋 実君）

林務水産のほうにちょっと確認したいんですけど，福山港に今回，荷揚げ浮き棧橋を設置することなんですけれども，その中で，鹿児島県との事前協議が必要であるというようなことで，200万円予算が組んであるんですけれども，こういった形になるんですか。

○林務水産課長（石原田稔君）

平成28年度で今，棧橋の予定をしているんですけれども，その前に管理者である県のほうから，影響調査，潮流や風向きなどから防波堤に加わる力などをシミュレーションし，安定性への影響がどれぐらいあるのか，調査・解析を行うというような内容になっております。

○委員（新橋 実君）

浮き棧橋ということであれば，港のほうから沖合のほうに出すわけですね。大体，何mぐらい

出して、どういうふうな形を考えていらっしゃるのか。

○林務水産課長（石原田稔君）

現時点では、港の中のほうに旧防波堤がございまして、そこに設置を考えているところでございます。今度の調査・解析によりまして、また場所等も変わる可能性もございます。

○委員（新橋 実君）

ということは、現在のところは、この荷揚げ用はないわけですよね。浮き栈橋はないんですけれども、荷揚げは現在はどういうふうな形になっているわけですか。

○林務水産課長（石原田稔君）

荷揚げは現在の階段式の護岸でやっておるところです。その危険性を解除したいという目的の一つでございます。

○委員（木野田誠君）

この佳例川地区の事業は非常にうらやましい限りなんですけれども、今後、こういう事業を取り組んでいこうという所はありますか。

○農政畜産課長（桑木治夫君）

今のところはちょっと聞いておりません。

○委員（中村満雄君）

牧園のイザナギのことでちょっとお伺いしたいんですが、予算に補助金は525万5,000円、ところが新規事業の事前評価表ですか、これで実際のその不足分は事業主体が全額負担ということになっているわけですが、現実にはどれほどの負担、引き算したら分かるわけですがけれども、600万円ほどになるんですが、これの負担ということが組織の重荷にならないか。結局、借金というか自前でこのお金をお持ちであれば何ら問題ないわけですが、この負担はどのようになるんですか。個々の農家に、個人個人に按分して割り当てるのか、若しくは今までの積立金があるとか、そういったところをちょっと教えてください。

○牧園総合支所産業建設課長（白石耕二君）

イザナギの法人の決算書でいきますと、25年度の当期利益が111万1,000円ございます。もちろんこの乾燥機の施設の補助等も次年度の計画で考えておりまして、事業主体の手持ち額もこの利益で賄えるという事業計画の下で、補助事業を実行していくという形になっております。

○委員（中村満雄君）

ということは、万が一ということがあって、農機具とか買って、補助金をもらって買ったけれども、結局、借金に苦しめられるというのが実態というのはよく聞きますので、ここの場合は懸念はない。例えば、先ほど年間の売上げが500万円ほどでしたか、多分そうだったと耳にしたんですが、そういったところで、この600万円ぐらいの負担に耐えられるのかということをおっしゃることで。その辺の万が一とか、イザナギの農業法人が、破綻するというところに至らないような指導とか監視とか、そういったことの体制はあるんですか。

○牧園総合支所産業建設課長（白石耕二君）

サポートチームというのがございまして、県の農協中央会それからJAあいらのメンバー、それと私どもの支所のほうと、あと専属の税理士さんがいらっしゃいますので、その税理士さんを中心に、いろいろな方面から予算等の検討も致しまして、もちろんほかの機械等も修理とかございますが、そういうのも見込んで大丈夫だろうという判断で、お願いをしているところであるということでございます。

○委員（中村満雄君）

安心できるようですけれども、その600万円ほどの事業主体が支払うお金ですけれども、これは借金してお支払いになるんですか、この事業主体というかイザナギが。

○牧園総合支所産業建設課長（白石耕二君）

予算書が貸借対照表で、私も十分に理解ができていないんですが、専門の税理士さんの資金準備

等もそういう中に組み込まれているというふうに、私は判断しておりますが、ちょっと貸借対照表が十分に理解できないものですから、この数字でいきますとこの事業を導入しても大丈夫だというふうに私は考えておるんですが、申し訳ありません。

○委員（中村満雄君）

非常に頼りないお返事ですけれども、この法人に加わっている方が、仮に600万円借金して、それに対するいろんな連帯保証とかそういったのも当然必要でしょうし、そういったときにどうなるんだろうかということ、ちょっと危惧しますので、市がせっかくこういう補助金をあつせんしてくれたのに、結局それが足かせになって、こういった農家の方の首を絞めるようなことにならないように、ぜひとも対応をお願いします。

○牧園総合支所産業建設課長（白石耕二君）

近代化資金の融資を多分受けて、事業主体の負担分はそれで賄うということになっておりますので、私も心配はいらないと。十分に事業主体の今後の運営に影響はないというふうに思っております。

○委員長（前島広紀君）

ここでしばらく休憩いたします。

「休憩 午後 2時18分」

「再開 午後 2時19分」

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員（新橋 実君）

せっかく耕地課長もみえていますから確認をします。今回、当初は1地区を予算計上していたということだったんですけど、3地区が割り当てられたのに、工事費は増えたわけですけども、公有財産購入費が400万円の減、事務費も5万円の減ということになっているわけですけど、この理由をお伺いします。

○耕地課長（島内拓郎君）

予算要求の時点では、優先順位を一番の、隼人でございますが、内という地区がございます。ここについては農道整備ということで予算計上したんですけど、ほかに4地区ほどしたんですけど、その内訳としては水路のほうが3地区、今回認められたということです。つまり、県のほうの判断と致しましては、一応県単事業でございますので、農業をするに当たっては、まず水路の整備が一番だろうということで、農道についてはちょっとまた後でということになりまして、水路整備のほうが優先されたという判断の内示でございます。

○委員（新橋 実君）

ということは、最初予算要求をしていたやつは、まるっきり外されて、別な3件が認められということですね。

○耕地課長（島内拓郎君）

はい、議員のおっしゃるとおりです。

○委員（前川原正人君）

鳥インフルエンザと家畜伝染病の予防対策として、予算を振りかえて今回、その振替をした予算を補完する、また穴埋め、戻すということになると思うんですけども、その中で、先ほど説明の中でおっしゃった車両消毒施設を4基整備すると、これは今までやった後の今後の手立てとしてやるという理解をするわけですけども、移動式車両の消毒施設を4基というのは、ずっと持っていくというふうに理解をしていいのか、それとも借り上げではないと思うんですけど、その辺の内容をお示しいただけますか。

○農政畜産課長（桑木治夫君）

ちょっと資料がございますので配ってよろしいでしょうか。

○委員長（前島広紀君）

許可します。配付してください。

[資料配付]

○畜産G長（馬場光幸君）

私のほうで資料の説明をさせていただきます。今、両面刷りで出しました車両消毒装置ということで、志布志の業者が作っているんですけども、昨年度は鹿児島県のほうが10基導入されまして、私ども畜産担当者のほうも組み立ての実習とか、そういう研修を受けてきました。今回、鳥インフルエンザが発生したということで、県内各行政で消毒施設を整備しております。霧島市でも動噴なんかを整備しておるんですけども、今回、霧島市の周辺からの侵入を防ぐというようなことで各幹線道路、主な方向性を見まして、例えば今回の熊本でありますと、霧島市の北の部分、そちらのほうの大きな道路というようなことで、4路線ぐらいやっぱり必要かなというようなことで、一応4基という査定をさせていただきました。裏のほうに2種類載っております。一つは全方向、4方向から、この間を車が通るという形になっております。これを道路脇なりに設置をして、エンジン式の動力になりますので、どこでも設置ができます。ということで今回、私どものほうで今、提案をしているのが下の2番です。上がない部分、両サイドと下だけというようなことで一応考えているところになります。

○委員（前川原正人君）

今の説明の中で、大体どういうものかというのが分かったわけですが、これは最初の鳥インフルエンザが出ましたと、これは何らかの対応策をしなきゃいかんなど、順番があるわけですけど。もうそのときにはこの器具で対処したという理解ですか。それとも今後、こういう器具を購入することになるのか、どっちなのでしょう。

○畜産G長（馬場光幸君）

この施設については、今後の対応ということでございます。

○委員（前川原正人君）

そうしますと、何らかの出ないための方策、出たからの方策、いろんな施策があると思うんですけど、この器具の管理は、どこで出るか分からない、宮崎県寄りのほうで出るのか、曾於郡のぎりぎりが出るのか、それは想定できないですけど、その管理等については、どのような管理になるというふうにお考えですか。

○畜産G長（馬場光幸君）

組立式になっておりますので、収納可能な倉庫なり、車庫なり、そういったところに収納ができます。どこか1か所で保管しておいて、そのとき必要な場所に持って行って設置するというような形になろうかと思えます。

○委員（木野田誠君）

県のほうも10基持ってらっしゃるということですが、いざというときは、この市の4基と県のほうと合わせて使われるお考えですか。

○畜産G長（馬場光幸君）

発生の地域によっても違うと思いますけれども、今回みたいに県外であった場合は、県境の市なり県が多分やっていくと思います。私どもの考えでは、市内に持ち込まないというようなことで、市境を中心に行いたいというふうと考えております。

○委員（木野田誠君）

県のを借りられてということですよ。

○畜産G長（馬場光幸君）

県のほうが消毒ポイントを設置した場合は、県のほうが優先ですので、市への貸し出しはないということでございましたので、今回、市のほうでも準備したいということでございます。

○委員（木野田誠君）

先の口蹄疫のときに、これは口蹄疫のときも使われると思うんですけども、口蹄疫のときには、こういう特別な消毒施設というのはなかったわけですよ。今でもないわけですよ。それで、湧水町のほうに行くと、左側のほうに作ってありますけれども、口蹄疫のときは2号線の場合は、私どもの永水の財部からの入口の所に広場がありましたから、そこを特別に設置されてやってらっしゃいましたけども、やはりこういう形で装置を買われるのであれば、そういう消毒施設をある程度、今まである所を臨時的に造るんじゃなくて、やっぱりこういう場合はこういう所ですというような形で、消毒液がこぼれてもほかに漏れないような対策がしっかりとできるような、湧水町のような立派なものでもなくてもいいと思うんですけど、考えられたほうがいいんじゃないかなというふうに思いますが、いかがですか。

○農政畜産課長（桑木治夫君）

今、おっしゃるとおり、固定式を作ったほうが一番いいんですけども、霧島市の場合は進入経路もかなり多いというようなことで、今回拾い出したものでも、4基ということで、5方向から4か所、これだけでも20か所くらいあるのかなど。経費的にも固定式はかなり掛かる、あるいは土地も市有地でなければ購入しないといけないというようなことがあって、救急にはできないというようなことで、可動式のものを今回、購入ということでお願いしているわけですが、今後は主な所はというようなことで、固定式も考えていかなければいけないというふうに考えております。

○委員（木野田誠君）

固定式のところが、費用がかさむのですぐにはなかなかというのは分かりますけれども、例えば県の10基のものも市には貸してくれないという話でしたよね。であれば、これは84万円ですから、4基と言わず、もうちょっと買われて準備されたほうがいいんじゃないですか。大変ですよ、鳥インフルエンザとか口蹄疫とか、当事者になればものすごく心配しますよ。例えば、畜産農家ではなくても、鳥インフルエンザとか口蹄疫に対しては、それぞれ理解がありますよ。ですから、私がさっき申し上げました、そういう消毒の場所がなくても、簡易の場所でもここでしているんだなというような形で、消毒液がこぼれて大変だなというような人はあんまりたくさんいないと思うですよ。ですから、たった4基と言わずに、やはりもうちょっと思いきって買っておかれたほうが、いざというときには、非常に即対応できていいんじゃないかと思いますが、ここはこの4基の補正ですからしょうがないですけども、今後のことについてお願いします。

○農林水産部長（馬場勝芳君）

たくさんあったほうがいいことはいいわけですが、しかしながら、金額も84万円程度ということでございます。県が貸さないというわけではなくて、実際、例えば口蹄疫とか、そういうような法定伝染病が発生した場合、県は県で独自に設置をされます。そこを、市としてはまだまだ必要な所はあるはずだということで、補足して設置をするということも考えられます。そしてまた、県のほうで10基ですから、県内に全部すると10基なんてすぐ全部出てしまいますので、やはり持っておりませんと、そういう抜け道的な道路もあるわけでございますので、そういったところにやはり設置をするという意味では、固定式が一番いいんでしょうけれども、固定式はやはり一旦設置したらもうずっと、先ほども言いましたように用地も購入したりとか、そういう問題もございまして、今は簡易のこれが、下からと横からときますので、かなり消毒もしっかりできるということでございますので、これを購入したいと。そしてまた4か所というのも、先ほども申し上げましたけれども、霧島市のほう、例えば北部からあるいは東部から西部から南部からというようなことで、もし入ってきたときにくい止めるためには大きな、先ほど言われましたけれども県道2号とか、そういったところも当然するんですが、そのポイント、ポイントで四つぐらいの道路がやはりあるものですから、そこで4基あれば当面は防げるのかなということ、今回は4基ということで致しました。今後もまだまだ必要ということで、これが効果を発揮すれば、またお願いしていくことになろうかと思いますが、しかし今、木野田委員がおっしゃられましたけれども、実際、関係ない市民はこれを嫌います。今回も鳥インフルエンザのときに、私どもの所へ電話が来るわけです。まだ消毒

はされてませんよねと。何ですかと聴くと、そこを通りたくないからと、車にかけられたくないと、そういう方々もやっぱり多いわけです。ですから、今回買いますけれども、横のほうはなるべく低くして、余り上までいかないような形で、下からはいいんですが、横から、上からは絶対だめということで、上のほうはしないようにしたんです。3方からのものを買うことにしたんですが、3方からでも横のほうからはやはり、なるべく下をするというようなことで、使うときにはしていきたいというふうに考えております。

○委員（平原志保君）

このシャワーゲートのものについてなんですけれども、タンクが200Lということなんですけど、買われるのも200Lのサイズなんですか。

○畜産G長（馬場光幸君）

タンクのほうも200Lを購入します。

○委員（平原志保君）

そうしますと、35台OKということなので、35台どころか、車はどんどん走ると思うんですけれども、ここに人が付いて、ずっと立ってどんどん消毒液を入れていくという感じなんですか。

○畜産G長（馬場光幸君）

機械で使いますので、一応自動センサーは付いておりますけれども、人を配置して薬液の補充はどうしても必要になりますので、人を配置したり、あとは水源がない所になった場合には、そういった給水車なり、そういったものも必要になってくると思います。前回の口蹄疫のときみたいに、たくさん的人员配置は必要ないかもしれませんが、それなりの人員はやはり必要になると思います。

○委員（中村満雄君）

この消毒のことですが、今、その設置というのは、他府県、熊本とか宮崎で今までもほとんど鳥もそうですけれども、だから鹿児島県に来るなということで、鹿児島のほうで防御しているわけですが、万が一鹿児島県で発生した場合には、そういった場合の対応というのは、宮崎県がそういったのが来るなということ、宮崎県がゲートを作るものなんですかね。その辺、どんなふうになるのかなと、先ほど県の機器とかそういうこともありましたけれども、隣接の都城とか、えびの市とか、そういったところとの兼ね合いとか、その辺の認識はどうお持ちですか。

○畜産G長（馬場光幸君）

前回の口蹄疫のときに都城と曾於市、霧島市の3市で協定を結んだんですけれども、そういったことで仮に霧島市内で発生した場合は、隣接の町に県外に発生しないように防疫に努めていくという形になろうかと思っております。

○委員（前川原正人君）

これはどこでも持ち運びがOKということで、これはエンジン式なんですか。

○畜産G長（馬場光幸君）

エンジン式になっております。

○委員（池田 守君）

この資料で気づいたんですけれども、先ほどできるだけ上のほうにはかけないようにすると、できるだけ下のほうからするということがあったんですが、この図でいくと2m50cmの高さまであるんですが、例えば上の二つのノズルを閉めるとか、そういうことも可能ですか。

○畜産G長（馬場光幸君）

今、簡単な図面になっておりますけれども、途中にコックを付けて、閉じたり開いたりできるようになっております。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。

○農政第1G長（山下 晃君）

先ほどの木野田委員の質問に対しましての答弁で、誤りがあつたかと思しますので訂正をさせていただきます。活動火山周辺地域防災営農対策事業、いわゆる降灰事業ですけれども、この質問で、摘採前洗浄機の会社が同じかということと言われたと思います。勘違いしております。降灰対策事業の摘採前洗浄機につきましては、福永忍製茶はメーカーがカワサキ機工株式会社で、型番がK J S 8 S W、もう一つの霧島中央製茶は松元機工株式会社で、型番がM C W 1 0 Bというふうになっております。金額が福永製茶のほうが税抜きで545万円、霧島中央製茶のほうが税抜きで800万円となっております。訂正をさせていただきます。訂正をさせていただきます。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで農林水産部関係の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午後 2時38分」

「再 開 午後 2時52分」

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、建設部関係の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○建設部長（川東千尋君）

議案第43号、平成26年度霧島市一般会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。建設部の関係では、建築指導費で霧島市建築物耐震改修促進計画を策定したことに伴い、耐震診断の負担金補助及び交付金の1,484万4,000円を追加計上し、補正後の建築指導費総額を1,976万円と致しております。次に、道路橋梁維持費で、歩道空間確保のための水路蓋整備に伴う委託料1,400万円、工事請負費7,500万円、補償補填及び賠償金100万円を追加計上し、補正後の道路橋梁維持費総額を7億258万7,000円と致しております。次に、河川管理費で、急傾斜地危険箇所及早急な安全対策を図るため、工事請負費551万円を追加計上し、補正後の河川管理費総額を3億684万3,000円と致しております。次に、土木施設災害復旧費で、災害復旧工事の安全を講じるための委託料450万円、工事請負費1,500万円、公有財産購入費25万円、補償補填及び賠償金25万円を追加計上し、補正後の土木施設災害復旧費総額を8,904万円と致しております。以上で、建設部関係の総括説明を終わりますが、詳細につきましては、担当課長が説明申し上げますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○建築指導課長（瀬戸 司君）

〔補正予算説明資料に基づき説明〕

○建設施設管理課長（長谷川俊己君）

〔補正予算説明資料に基づき説明〕

○土木課長（寺田浩二君）

〔補正予算説明資料に基づき説明〕

○委員長（前島広紀君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（中村満雄君）

土木課の河川管理費で、床浪地区のという、551万円の予算が上がっていますが、具体的に場所はどこですかね。

○土木課長（寺田浩二君）

床浪地区は、大字で言いますと霧島永水でございますけれども、実際の場所は霧島川に小鹿野滝というのがございますけれども、小鹿野滝の少し上流の所、1kmも行かないぐらいの所です。牧園町との境、あるいは隼人町との境の所に位置します。

○委員（厚地 覺君）

今の事業に関連して、この急傾斜地というのは、今からまだ補修をしなければならないというのが霧島市内に何箇所あるのか。それとこの事業を、例えば牧園地区は去年だったですか、中津川をやっている、これが半端で終わっていますけれども、後はどうなるのか。この辺の継続事業というのはないんですか。

○河川港湾G長（西元 剛君）

霧島市内で急傾斜地、危険箇所と言われる所が、現在341か所ございます。その中で今、施工中若しくは施工整備済みというのが106か所、整備率が30.5%になっております。あと、その急傾斜に関しましては、継続事業というのは急傾斜の砂防事業ですかね、多分、事業自体が県の砂防事業ということだと思うんですけども、継続事業でありますので、途中で頓挫するという事は、用地の関係とかそういうのがない限りはないと思います。そこはまた、県のほうに確認してみます。

○委員（厚地 覺君）

この昭和56年5月31日以前の建築物、耐震改修促進事業ですね、もう既に56年以降、34年くらい経っているわけですが、これは大丈夫なんですか。

○建築指導課長（瀬戸 司君）

建築物の基準としましては、大本が建築基準法というのがございます。建築基準法といいますのが、例えば地震被害が順番にありますけれども、その地震の被害に応じた形で基準の見直しがされております。地震に関する基準としまして、大きな見直しというのが、この56年の6月1日に施行された法律ということになるんですけども、このときに大きく変わりましたのが、設計のやり方としまして2段階で設計をしましょうというような評価に変わっております。それで、阪神淡路大震災が平成7年にごさいました。平成7年1月17日ですけども、そのときの調査によりまして、56年以降の基準を新耐震基準といいますけれども、この基準の建物についてはおおむね大丈夫だったというような調査結果がなされておまして、それに基づくそのレベルまで既存の建物を持っていきましょうというような指導をしているところでございます。

○委員（厚地 覺君）

例えば、そのエネルギー館、これはまだ19年しか経っていないのに、地震が来ないのに落下しているんですよ。だから、この辺もちょっとおかしいと思うんですけども。やはり手抜きというやつもあるかと思えますよ。その辺は、どう判断されますか。

○建築指導課長（瀬戸 司君）

ローカルエネルギー館の建築時期については承知しておらないんですけども、確かに施工の精度ですとか、そういったところで、例えば部分的な落下とかがあったりするの、モルタルが落ちたりとかそういったようなものはあるかも分かりません。ただ、この新耐震基準と言いますのは、先ほど言いました2段階の基準でできておりますけれども、まず1段階目としましては中規模の地震、それに対して基本的に建物が壊れない。次の第2段階としましては大規模の地震、震度6を超えるような6、7という強度ですけども、それに対して建物が倒れない、要は命を守るといいうぎりぎりのところの2段階の基準の組み立てというふうになっておまして、その新耐震基準でなされたものにつきましては、安全性は担保されているものだというふうには思っております。建築基準法で言う構造計算というのをやったりしますけれども、ある程度現場の施工の精度であったりですとか、そういったところが安全率というところで計算には反映されるような形になりますので、恐らく計算上は大丈夫だと思うんですけども、ちょっとどのような被害があったのかが分からないいもんですから、何とも言いようがないんですけども、そういったような仕組みになっているところでございます。

○委員（前川原正人君）

説明資料の9ページ、建築指導費の中で、拡充として建築物耐震改修促進事業ということで、6月12日の本会議の中で、13棟のうち7棟の耐震診断が必要だと。そして、今回補正予算で2棟を予

定するんだという、こういう予算になっていると思うんですが、これはどこの施設を予定されていらっしゃるのか、お示しいただけますか。

○建築指導課長（瀬戸 司君）

今回の耐震診断、今、委員からございました2棟を計画してございます。ただ具体の施設名につきましては、個人の情報、法人の情報ということで、現時点では公表ができないところでございます。制度としましては、来年の12月末日までに耐震診断の結果を報告しなさいと。そして、その結果を踏まえまして所管行政庁である県のほうで公表しますということになりますので、その公表の段階になりましたらオープンになる内容ではございますけれども、今の段階では、例えば公表することで、あの施設は耐震性能がないんじゃないとか、そういったような不安をあおることも懸念されますので、現時点では具体の説明については控えさせていただきます。

○委員（前川原正人君）

確かに、その施設のどこというふうになると、問題が出てくると思うんですが、法律の趣旨ってというのは、例えばその旅館・ホテル・病院等を指しているわけですね。その中では、2棟を今回やられるわけですが、問題は施設の、される側ですね。診断をされた後の今度は耐震の工事なり、改修なりが必要となってくるんですが、その辺の約束事というの、あくまでも取られてこういう、なんて言うんでしょうね、診断をされて、次の展開に進んでいくという、担保というのか、こういうことをやらなきゃいけんのだけど、法の趣旨のとおりでなければならぬけれども、次の展開になったときに、ここでは事業者という言葉を使わせていただきますが、その人たちの了解だったり、財政的な問題、経済的な問題等が絡んでくると思うんですが、その辺の、まだ詰めまではいかんでしょうけど、協議というものはそれなりにはされていらっしゃるんですか。

○建築指導課長（瀬戸 司君）

まず、この今回の法改正の大枠といいますか、例えばホテルとかでしたら5,000㎡という区切りがありますけれども、そこにつきましては耐震診断をしなければならないという義務規定が生じております。その後の耐震改修につきましては、努めなければならないという、まだ努力規定でございます。ですから、今の段階では最低、ねばならないところの耐震診断をしようというところでございますけれども、事業者のほうといろいろヒアリングはしております。今後どういう計画をお持ちかという話は、お聞きはしております。ただ、まだ予算的な裏付けも全くございませんので、その細かく具体にどこまで詰めてというところまでのお話はできていないのが現状でございます。

○委員（前川原正人君）

その辺は相手がいることですので、そこまでは詰めようとは思っていないですが、一番率のいい、経済的にも財政的にも有利な制度を利用されていくということになると思います。それともう一点は、道路橋梁維持費のほうで、有下7号、そして市民会館前通り線及び龍王2号線を、交通安全の立場から今回9,000万円ということで予算計上をされているんですが、これは社会資本整備総合交付金の55%の補助事業を使われるわけですが、これは以前、記憶にあるのは交通安全対策事業とかですね、そういうほかの補助事業での施策というのは検討されなかったんでしょうか。

○建設施設管理課長（長谷川俊己君）

この事業は、国が改めて昨年度から事業を設けた事業でございます。それで、趣旨としては、どこも街なかとか、そういう所には用水路があって、道路も狭い所があると。そうすれば、用水路に蓋を被せたり、またボックスを入れたりして通行幅を広くすることで、歩行者の安全が図られるという趣旨での事業でございます。それで、交通安全対策事業もあるかと思いますが、その事業はあくまでも用水路というところに限定されておりますので、交通安全は普通の道路に歩道を設置するとか、そういうものになるかと思っておりますので、事業が趣旨としては違っていると。それと、もう一つは通学路点検というのがございますけれど、それの中に歩行者が通るのには危ないよという危険箇所として上がっている箇所ができるという事業でございます。

○委員（前川原正人君）

もう1点は、今回、用水路に蓋をということで、道幅を有効利用しようという目的というふう理解をするんですけど、昔は耕作者が、いわゆる機械器具を洗うために用水路に蓋をしていただくと取水ができないからとか、いろんなそういうのがあったりもしたんですが、この場所についてはそういう水利組合からの、協議の上での予算措置ですので、何ら問題はなかったという前提の下での予算措置になっていると思うんですが、水利組合との協議というんですかね、その辺の議論というのはどのような内容だったのか、お示しいただけますか。

○建設施設管理課長（長谷川俊己君）

この3か所につきましては、国分土地改良区が管理している用水路でございますので、この事業もそういう水利組合とか土地改良区との協議がなされた箇所であればならないということもありますので、事前にここの区間の蓋を被せたり、工事をするということについての協議をしているところがございます。

○委員（池田 守君）

今ののに関連しますが、有下7号線についてですが、確かに通学路関係とかで以前から要望があったというのは聞いておりますが、今回これをするに当たって、逆に住民の方の中には、車が通り過ぎると困ると、そういうことも言われているんですよ。そういうのがあるもんですから、ちゃんとしたまちづくり委員会でこれが上がってきているものなのかどうか、整備してほしいという要望がですね。そして、上がってきているとしたら、いつ頃上がってきたのか教えてください。

○建設施設管理課長（長谷川俊己君）

確か今、議員のおっしゃるように、有下については以前より地域から蓋を被せて、歩行者が通れるようにしてほしいという、まちづくり計画に入っていたかと思うんですけど、3か所について確認させていただきたいと思います。

○委員（新橋 実君）

道路施設災害復旧事業の件でお聴きしますが、この溝辺地区竹山ダム線は、工事が終わった後に労働基準監督署から不十分であるとかということがあったのか。それとも工事をしようということで、労働基準監督署のほうと協議をする中で、そういう話になったのか。その辺の協議はどうでしたか。

○建設施設管理課長（長谷川俊己君）

この予算につきましては、工事に掛かろうということで、事業者が掛かる所の準備工の段階でございました。それで、一応事業者のほうは地山掘削をする際は、監督署のほうに届け出るという義務がございますので、事業者のほうは監督署にそれを出しましたら、監督署のほうは現地を踏査に来られまして見たところ、4月8日に監督署のほうから指導がなされたという状況でございます。それと今、指導がなされておりますので、現場としては工事の中止命令を出して、行政側のほうの指導を待っているという状況でございます。

○委員（新橋 実君）

事業者というのは、工事業者ですかそれとも市役所、行政じゃないんですか。

○建設施設管理課長（長谷川俊己君）

工事請負業者です。

○委員（新橋 実君）

工事請負業者が結局、労働基準監督署から言われたから、また市のほうに、こういうような形になったから、市のほうで予算を付けてもらえないだろうかということで今回、こういうような補正予算を付けることになったということで理解していいですか。

○建設施設管理課長（長谷川俊己君）

今、議員の言われるとおりかと思います。労働基準監督署のほうは、市のほうには指導はなされないわけですけど、あくまでも労働者を守るという観点から事業者のほうに指導がなされたと。それを受けて、市のほうでその安全対策を講じていくということでございます。

○委員（前川原正人君）

ほかにありませんか。

○委員（時任英寛君）

議員と語り合いでありましたものですから、下水道の件です。今、側溝の蓋が出たんですが、これは発言をされた、意見を申された方が地域審議会の方なんですけれども、「隼人で下水道が通った」と。「下水道が通ったから、側溝を埋めないか」と言われました。「下水道が通ったから、要らないだろうが」と。だから、分流式と合流式を勘違いされてらっしゃる方がいらっしゃいます。だから、説明会のときにしっかりとその辺りを、家庭からの雑排水につきましては下水道が処理していきますけども、雨水等につきましては従来通り側溝で、通常の排水路で対応しないといけないわけですので。地域審議会の方からの御意見だったものですから、ちょっとびっくりしまして、説明会等でその辺りもまたしっかりと徹底していただいて、この国分隼人公衆下水道または特環の下水道の方式でいけば従来の排水路も、既存の排水路も今後とも活用していくということを周知徹底していただきたいと。これはお願いをしておきます。

○委員長（前島広紀君）

ほかに質疑はありませんか。

○委員（前川原正人君）

先ほどの質疑で忘れていたんですが、耐震のほうで今回2か所ということで、2棟をされるということで、国土交通省が示しているのは、3階以上及び床面積5,000㎡以上が対象だよということになっているんですけど、どことは言わなくていいんですけど、この基準の範囲内以上であるという理解でよろしいわけですか。

○建築指導課長（瀬戸 司君）

この規模につきましては、県と合同になりますけれども、現地の確認もしております。あと図面若しくはその所有者・管理者等からの報告も頂いております。その中で、判断しているというところでございます。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで建設部関係の質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休憩 午後 3時21分」

「再開 午後 3時23分」

△ 自由討議

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。これより自由討議に入ります。議案第43号について、何か御意見がございましたら、御発言ください。ありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで自由討議を終わります。

△ 議案第43号 平成26年度霧島市一般会計補正予算（第1号）について

○委員長（前島広紀君）

それでは、これより議案処理を行います。まず、議案第43号、平成26年度霧島市一般会計補正予算（第1号）について、討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（前川原正人君）

私は、議案第43号に対しまして、反対の立場で討論に参加を致したいと思っております。まず、反対の最大の理由というのは、審査の中でも明らかになりましたとおり、京セラに対しまして13億5,935万3,000円で売却をするということになっております。この売却することにつきましての一番の問題というのが、1割を引いた調整池部分を引いて売却をするということ。そしてもう一点は、審査の中でも明らかになりましたとおり、これまで上下水道の工事費の8,590万円、これも今後ライフラインという点では必要かもしれませんけれども、総体で見えた場合にはその全額とは言いませんが、その一部を売却代金の中に入れて、それを歳入として見込むべきだと考えます。それと、調整池の問題等もありましたけれども、最終的には一つの企業から、2010年2月15日に用地取得に関するお願いということで要請文書が来て、これに基づいて市のほうが責任を持って造成工事等をやってきたという経緯がございます。だとするならば、当然企業は企業なりの責任も問われることであろうし、原因者負担という点から見ても、この価格を見た場合に、本会議等でも明らかになりましたけれども、近隣の土地価格を見てみますと、一概に比較はできないんですが、一つの指標として大体8万円から9万円ぐらいの価格で販売をすべきところを、4万2,300円でしたか、破格の値段で売却するというのはいかなるものかと。もっと社会的責任を果たしていただくためにも、ちゃんとした販売価格を設定して、それを歳入として計上すべきということを指摘して、私の討論と致します。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。

○委員（時任英寛君）

私は、賛成の立場で討論に参加を致します。本来、この工業団地造成につきましては、先ほど審査の中でも申し上げましたとおり、企業立地法等にのっとり地方自治体が整備するものでございます。今の反対討論の中で、土地価格の差額を申されたわけでございますが、あくまでも工業団地という一つの用途を張っての対応でございますし、また工場が立地をするためには、できるだけ格安の土地というものを希望されるわけでございます。今回、京セラさんからの要請書というのがあるって、こういう事業が始まったということになっておりがますが、先ほども申し上げましたとおり、あくまでも霧島市上小川工業団地ということで造成工事を致しております。そしてまた工業団地としてのインフラ整備というのは、その地方自治体の責務であると、このように考えております。そういう観点から、今回の売却価格につきましても適切なものと認識し、議案第43号につきましては賛成の表明を致します。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、討論を終わります。採決します。議案第43号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立9名であります。したがって、議案第43号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上で、議案第43号の議案審査を終わります。

△ 委員長報告に加える点

○委員長（前島広紀君）

以上で、審査が全て終了いたしました。委員長報告に何か付け加える点はありませんか。

[「委員長一任」と言う声あり]

それでは、報告については委員長に御一任いただけますでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。以上で、本日予定をしておりました審査を全て終了いたしました。これで、予算常任委員会を閉会いたします。

「閉 会 午後 3時30分」

以上、本委員会の概要と相違ないことを認め、ここに署名する。

委員長 前 島 広 紀